



國政研究會

比例代表法ノ研究  
各國ニ於ケル比例代表法  
第四輯

昭和八年七月

20  
群馬  
中



各國に於ける比例代表

比例代表の研究第四輯

昭和八年七月

國政研究会

6375

注意事項

- 資料は大切に扱います。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008 番

各國に於ける比例代表

目次

一、各國に於ける比例代表實施狀況

二、各國に於ける比例代表の實績並に其の立法例

イ、英吉利

α、實績

β、立法

ロ、オスマニア

ハ、獨逸

α、實績

β、立法

ニ、佛蘭西

α、實績

一 一 一 一 一 二〇 一四 一四 四一 四五 六三 六三

立法

ホ、大 利

ハ、白 耳 義

ト、瑞 西 聯 邦

チ、丁 抹

リ、比例代表に関する主要なる立法例一覽表

三、各國に於ける比例代表と政黨の消長

イ、小黨の分立に就て

ロ、政黨の消長

ア、白 耳 義

カ、芬 蘭

ク、瑞 典

ケ、丁 抹

六七

七二

七八

九一

一〇九

一一八

一一九

一一九

一三六

一三六

一三七

一三八

一四〇

ニ、和 蘭

フ、瑞 西

ヘ、獨 逸

ロ、佛 蘭 西

エ、洪 牙 利

カ、埃 太 利

キ、威 威

ク、チエッコ、スロバキヤ

ケ、波 蘭

コ、伊 太 利

四、比例代表實施國の憲法(沿革)

イ、諾 威

ロ、白 耳 義

一四〇

一四三

一四四

一四九

一五〇

一五二

一五三

一五四

一五六

一五八

一六一

一六一

一六四

ハ	伊太利	一七〇
ニ	丁 抹	一七一
ホ	瑞 西	一七五
ヘ	西班牙	一七八
ト	フィンランド	一八〇
チ	和 蘭	一八二
リ	獨 逸	一八八
ヌ	普 魯 西	一九〇
ル	奧 太 利	一九四
ヲ	チエッコスロヴァキア	一九九
ワ	エストニア	二〇二
カ	ポーランド	二〇四
ヨ	ダンチツヒ	二〇七
タ	セルヴ・クロアイト・スロウエン	二〇八

一、比例代表實施狀況  
 歐洲の諸國並にその他の諸國に於ける比例代表法を  
 實施せる狀況は左の通りである。

主要なる諸國に於ける比例代表實施狀況

(甲) 歐洲の諸國

英國	英國	比例代表法を實施せる議會	比例代表實施の年代表
		一、下院 (大學選舉區のみ)	一九一八年
		二、英蘭土	
		1. Assurance Committee	一九一一年
		ロ. National Assembly of the	
		Church of England	
		a. House of Lords	一九一九年
		b. House of Clergy	一九二一年

愛蘭自由國

三、蘇格蘭 (Education Authorities)	一九一八年
四、北部愛蘭土 (上院及下院)	一九二〇年
一、上院及下院	一九二二年
二、地方議會	一九一九年
三、英國より獨立する以前に於ては	
イ、Irish House	一九一四年
ロ、Irish Senate	一九一四年
ハ、地方議會	一九一九年
下院	一九一九年実施 一九二七年廢止
一、若干の市町村會	一八九五年
二、上院及下院	一八九九年
三、州會	一八二〇年
一、聯邦議會の下院	一九一八年

佛蘭西

白耳義

瑞 西

二、各州の議會	
イ、テツシン	一八九一年
ロ、ノイシャツテル	一八九一年
ハ、ジュネーブ	一八九二年
ニ、ツード	一八九四年
ホ、フリブール	一八九五年
ヘ、ソレール (一八八七年制定 一八九五年実施)	一八九五年
ト、シユウイツ	一八九八年
チ、バルン	一八九九年
リ、バトゼル市	一九〇五年
ヌルツツエル	一九〇五年
ルサン、ガルレン	一九一一年
ヲチユトリツキ	一九一七年



ハンガリー	ルーマニア	ポルトガル	ブルガリア	リスパニア	ラトヴィヤ	エストニア	チエコスロバキア
ハンガリー	ルーマニア	ポルトガル	ブルガリア	リスパニア	ラトヴィヤ	エストニア	チエコスロバキア
一、憲法制定議會	二、地方議會 一、下院	議會 會 (リスボン及オポルト選出議員)	二、地方議會 一、議會會	一、憲法制定議會 二、議會會	一、憲法制定議會 二、議會會	一、憲法制定議會 二、議會會	上院及下院
一九一九年	一九一八年	一九一一年	一九〇九年	一九二〇年 一九二三年	一九二二年 一九二〇年	一九二〇年 一九一九年	一九二〇年

スエーデン	アイスランド	和蘭	ポロランド	ルクセンブルグ	ユーゴスラビヤ
スエーデン	アイスランド	和蘭	ポロランド	ルクセンブルグ	ユーゴスラビヤ
二、大統領選舉人の選定に付 一、上院及下院 三、地方議會	議會 會 一部分 一、下院 二、地方議會 三、上院	一、憲法制定議會 二、上院及下院	一、下院 二、地方議會 (人口三〇〇〇未満の場合は選擇的)	一、憲法制定議會 二、議會會	一、憲法制定議會 二、議會會
一九一九年 一九〇九年	一九一五年 一九一七年	一九一七年 一九一七年	一九一九年 一九二一年	一九一九年 一九二〇年	一九二一年



イ 太 利	一、下院 ニ、市會 (トレント)	一、一九一九年採用 一九二四年廢止 一九一四年
ロ シ ヤ	憲法制定議會 (ケレンスキー時代)	一九一六年

(乙) 歐洲以外の諸國

米 國	比例代表法を實施せる議會	此例代表 實施の年代
	一、アツシュ、テイブラ市 (オハイオ)	一九一五年
	二、バウルダー市 (コロラド)	一九一七年
	三、カラマツウー市 (ミシガン)	一九一八年
	四、サクラメント市 (カリフォルニア)	一九二〇年
	五、ウエスト、ハフフォード市 (コネクチカット)	一九二一年
	六、クリーブランド市 (オハイオ)	一九二一年

大領自治体 英領自治体

イ タ リ	一、シニシナチ市 (オハイオ)	一九二四年
一、濠洲聯邦	イ、タスマニア議會 (一部分)	一八九六年
	ロ、ニューサウス、ウエールズ (下院)	一九〇七年
	ニ、ニュージールランド	一九一八年
	イ、識會 (未施行)	一九一四年
	ロ、地方議會 (選擇的)	一九一四年
三、南阿聯邦	イ、上院	一九〇九年
	ロ、喜望峰市會	一九一二年
四、カナダ	(一九一六年以降に於て此選法を 實施せる都市少なからず)	一九一六年
五、印度	度 (一部分)	一九一九年
六、マルタ		一九二一年

アルゼンチン	アルゼンチン	地方議會	一八七三年
玖馬	馬	國會及地方議會	一九〇八年
ウルグワイ	ウルグワイ	下院	一九一〇年

二、各國に於ける比例代表の實績並に其の立法例

比例代表制は小黨の分立を助長し、政界の不確立を招来すると豫想され、其他幾多の批難がこれに對して論議せられたに拘はらず、大戦前に於ては僅かに瑞西、白耳義、芬蘭、瑞典、ブルガリヤ、下妹、葡萄牙、ウルグワイ等の主として小國に過ぎなかつたが、大戦後獨逸がワイマール憲法に於て選舉法の原則として普通、直接、秘密、平等の諸原則と共に比例代表制をかかげたを始めとして、和蘭、ポーランド、奧太利、ハンガリー、ルーマニア、チエツコスロバキア、ノールウエー、エストニア、ラドヴィア、リシア、ルクセンブルグ、ユーゴスラビアが相次いで名簿式比例代表を採出し、歐洲の大部分の國々に實施され、この外ケレンスキー時代の露西亜、ムツソリーニ獨裁以前の伊太利、一九二七年比例代表法廢止以前の佛國に於ても採用され、又英國の大學選舉區、加奈陀、愛蘭上

自由國、米國に於ける一部の州の地方議會選舉に於て單記移讓式が実施された。

尚小野塚博士は「比例代表の迅速に徹底的に文明諸國に普及せざる理由」として次の三大原因の存在することを挙げて（小野塚博士、現代政治の諸研究）

一、優勢政党又は政権把持者は概して現状變更を好まず、彼等は比例代表採用の結果が彼等の地位に不利の結果を齎せんことを恐るゝ者なり

二、比例代表は従来概して相當有力（優勢にあらずとも）なる政綱中には加へられず（勞働者代表の政黨は其例外なり）一個人としては比例代表に熱心なる名士は各國に少からずと雖も、政黨の政綱にあらず以上其主張實現の機會は諸政黨を通過して相當に共鳴者を有するに比例すれば案外に過少なり

三、一般人民の隋性は非常時にあらず限り政治上に於ても概して強大にして、新主張は容易に民衆の賛成を得難し（比例代表に關しても亦然と述べて居る、

現在に於て比例代表制を採用して居ない主な國は英本國（大學選舉區を除く）、佛國（一九一九年実施、一九二七年廢止）米國（一部の州の地方議會を除く）日本及び一党獨裁制を行つてゐる露西亞、伊太利等である、主なる國の比例代表制の実績とその立法例を記述すれば左の如くである。

イ、英吉利  
の実績

英國に於ては其殖民地中に早くより比例代表法を採用し、現に之を実施して居るものもあるが、英本國に於ける下院議員選舉は今日も原則として小選舉區制を採用し、僅かに例外として大學選舉區に於て申譯的に比例代表法が行はれて居るに過ぎない。

現在の制度たる多數制が完全に多數國民の意思を代表して居ないとは、その著しい實例として次に挙げた一九二四年の總選舉の結果に徴して明かである。

一九二四年總選舉（無競争當選を含まず）

黨	當選者	比例代表の場合	投票總數に對する各黨得票數の比例
保守黨	三九九	二七九	四八・三
自由黨	三六	一〇四	一七・六
労働黨	一四三	一九三	三三・〇
其他	五	七	一・一

以上の如くであつて、若し英國に於て比例代表制の実施せられた場合は

各黨の勢力は投票數に應じて著しく變更を加へらるゝの不在である。

比例代表法が右の如く現在の選舉制度に比して理論上合理的であり又一步進歩せるものなることは議論の餘地なく、理論上之に對して反對を唱へるものがないにも拘はらず、今猶其實施に於ては一般に比較的熱意を有たず、又實際上それ程問題とせられて居ないやうである。

其理由に於て一部の人は

英國に於ては其國民特有の政治的傳統に依て三黨或は多數政黨の並立よりも、寧ろ二大政黨の對立を以て政黨の常態として居るの結果、未だ比例代表法なるものの必要が痛切に實感せられて居ない。蓋し、英國の議會は他の諸國の議會に於て見るが如き單なる立法部ではない、それは遙かに立法部以上のものであつて、其内容は引いて政府即ち行政部の内容を決定するのみならず、其任期中常に之を支持し且之を支配するのである。之が英國獨特の議會政治的

民主政治であつて如何なる代表法を採用せんとするにしても、英國に於ては全く此の如き政治的原則を無視することは出来ない、英國人にして此の如き政治的原則を以て金科玉條なりと着做して居る以上、比例代表法の如き理論上多分の魅惑力を有して居るにも拘はず、實際上に於ては二大政黨の對立よりも寧ろ多數政黨の並立を以て前提とし且つ下院に對して幾多の勢力伯仲したる多數黨を招致する結果、内政及び外交上に於て激刺として確乎たる政府の組織をして不可能ならしめる所の代表法は、假令積極的に反對せられずとも常に多大の疑惑を以て觀られ居る。

と説いて居るが、一九三一年以後の英國政界は誠に混頓たるの觀があつて、曾ては二大政黨の對立を以て骨子として來た英國が喩へ過渡期の一時的現象であつて、結局其の傳統たる二大政黨對立の常態に復すものなりとは言へ現在の政黨は次の通りであつて佛蘭西、獨逸、其他の國と相類似する政情に在ると謂

一九三二年  
總選舉

を得る。

保守黨	四七〇
國民自由黨	三五
自由黨	三三
國民労働黨	一三
國民黨	二
労働黨	五二
獨立自由黨	四
獨立派	三
計	六一二

比例代表法に就ては實行の上に幾多の不便ありと反對したるものも尠くなかつたがスコットランド學務委員選舉、アイルランド市會議員選舉、大學代表下院議員選舉に於て示されたる結果に對して、其主張を変した者

もあつて、今日も尚批難として残されてゐる問題は選挙費用の増加と神祕選挙の煩雜の二點がその重なるものであるやうであつて、又一方に於ては、比例代表の實施に至らないのは叙上の理由よりも寧ろ政治上、黨勢上の懸列に基く所多く、一面には、理論を以て想察するを得ざる幾多の複雑なる其時代、其の地方の特殊事情が存するのであるとも云はれて居る。

比例代表に對する各政黨の態度を觀るに、労働党は比例代表に賛成し、一九一八年同党大會に於ては比例代表制に賛成の決議を爲して以來常に其の運動に参加して來つたが、一九三〇年第二次マゴドナルド閣に於て「比例代表と選擇投票」に關する選挙法改正調査委員會に於て労働党は選挙法改正の必要に對する態度は曖昧であつたが、比例代表制には極力反對したと言はれてゐる、自由党は比例代表を極力主張して居るのであつて、同黨のグレイ卿を總裁とする *The Proportional Representation Society* は自由黨員を主なる會員として其の主張の宣傳に努め、又自由党内部に於て

比例代表に對する各黨の態度

既に一九二二年五月の *National Tribune Federations* の總委員會に於ては國會及び地方政治機關議員選挙に於ても比例代表制度を採用することは緊急の必要なりとの決議を爲し、一九二二年暮の總選挙に於ては自由党獨立派は之を政綱の一として掲げ、又労働党内閣時代には自由党は比例代表制度法案提出に付労働党の公式支持を要求したることある、又一九二五年一月自由黨全國大會に於て採用せられた「自由黨の主義及目的」に關する宣言中に比例代表制度若くは是が實行不可能の場合は選擇代表制度を採用することに依り民衆政治を改革すべしとの決議を採擇した、又曩に述べた一九三〇年の選挙法改正委員會に於ても熱心に比例代表を固執した。

保守党は党の態度は何れとも決定してゐないらしく、大部分の議員は之に反對して居るのであつて、一九三〇年の選挙法改正委員會に於ても選挙法改正の必要を認めない旨を述べた。

要するに英國に於ける比例代表の主張は大政黨より發せられずして、現制の

打破に依つて局面を展開せんとする少数党が聲を大にして叫んで居る現狀であつて、偶々其の主張が國民大衆の意志と合致するときは、其の聲は愈々大となつて遂に實現の期に到達するのであるが、果してさういふ氣運が向いて来らざらうか、

長、英國の立法

英國下院議員選舉に於て比例代表法を採用して居るのは左の大學選舉區の中四區であつて即ち一九一八年國民代表法第二十條第一號に選出議員二名或は二名以上を有する大學選舉區に於ける競争的選舉に於ては全數の議員選舉は常に比例代表の原則に依るべし、各選舉人は本法に規定せられたるが如き一票の移讓し得べき投票を有すとあるに據つたものである。

大學選舉區

イングランド及ウエールズ

オクスフォード大學

二 人

ケムブリッジ大學

二 人

ロンドン大學

一 人

ウエールズ大學

一 人

ダラム大學、マンチエスター・ヴィクトリア大學、リヴァプール大學、

リーズ大學、シェフィールド大學、バーミンガム大學、及ブリストル大學

二 人

スコットランド

サント・アンドリュース大學、グラスゴウ大學、アバディン大學、

及エディンバラ大學

三 人

大學選舉區に於て行はれて居る比例代表法は單記移讓式比例代表であつて、當選標準數算出方法はドループ式算出方法が採用せられて、投票の移讓方法はヘーア・クラーク法が採用せられて居る。

一、立候補届出

英國に於てはノミネーションの制度に依つて居るのであつて、諸國の議員候補者名簿の提出に相當する制度である。ノミネーションは選舉長の定むる一定の期日に於て、各一人の提議者と副提議者並に八人の賛成者——此等の者は何れも當該選舉區の選舉人たるを要する——の連署を以て選舉長に對して為される、ノミネーションの結果選舉すべき議員の數を却ゆる場合に於てのみ投票を行ふのであつて、然らざる時は所謂無競争當選によつて、ノミネートされた候補者は直に當選人となる

### 投票

#### ニ、投票

各選舉人は唯一票を有するのみであつて、投票の爲に議員候補者の氏名をアルファベット順に印刷表示した投票用紙が準備せられる。選舉人は、其投票用紙の自己の當選を希望する順序に従つて、候補者の氏名の上に123等の數字を記入して投票する。記入するに當つて必ずしも同一黨派の候補者を選択するを要しないので、自由に異なる黨派の候補

者を選択することが出来る

### 投票の決定

#### 三、當選人の決定

投票の終了後、選舉長は選舉區内の各投票所の投票を選舉會場に集めて投票の有効無効を決定する。若し、「1」の記入を缺く投票、數人の候補者に「1」を記入した投票或は同一候補者に対して「1」の數字のみならず、其他の數字を併記せられて居るものは何れも無効として取扱はれる

次に有効投票總數を基礎として、ドループ式算出法に依つて當選標準數を算出する。即ち選舉すべき議員の數に1を加へたる數を以て有効投票總數を除して得た商に1を加へ端數を切り捨てたる數を以て當選標準數と爲すのである。

次に有効投票を第一順位の記載に依つて候補者毎に區分して、各候補者の第一順位得票を計算して、當選標準數以上の第一順位得票を有す



る候補者がおれば、之を當選人と決定する、之に依つて必要数の當選人を得  
 られないときは投票の移譲を行ふのである、即ち第一順位の得票を以て當  
 選人と決定した者の剩餘投票を第二順位候補者に移譲する、若し第  
 二順位候補者が既に當選人と決定せられて居る場合は未だ當選人と決定せら  
 れない、次順位へ移譲するのであつて、此場合剩餘投票を有する當選人が二人以  
 上あるときは剩餘投票の多い者から移譲の手續を行ふ、同数の剩餘投票を有  
 する當選人が二人以上あるときは最多数の移譲可能な投票を有する者より行ひ、  
 移譲可能な投票も亦同数の者が二人以上あるときは選挙長は抽籤を以て  
 定める。

投票移譲方法はヘア・クラーク法を採用せられて居る、即ち剩餘投票のある  
 當選人の總ての得票を調べて先づ之を移譲可能な投票と移譲不能の投票  
 とに區分する、次に移譲可能な投票を第二順位候補者別に計算し、各第二  
 順位候補者をして移譲可能な投票中、第二順位に指定したる投票の數に應じ

て按百分比的に剩餘投票を配分するのである

剩餘投票移譲に依つて當選標準數に達した候補者は其の者を當選人とする、即ち  
 其の當選人と決定せられたる者に剩餘投票の生じた場合に於ては更に第一次の  
 場合と同様に次順位者に移譲するのである、此の場合に移譲すべき投票は前  
 回に移譲を受けた投票の中から之を採るのである、かくして必要数の當選人が  
 得られず限り此の手續きを繰返す

剩餘投票の移譲手續きを盡すも仍必要数の當選人を得られない場合に於ては  
 議員候補者中最少の得票を有する者を除外して、其の得票を次順位に移  
 譲する、もし最下位に同数の得票を有する候補者が二人以上あるときは、就中  
 最多数の移譲可能な投票を有するものより行ひ、其の得票數も亦同じ者數  
 入あるときは選挙長の抽籤によつて順序を定める此等の手續きを繼續して行  
 く中残存せる議員候補者の數が、その選挙すべき議員の數より既に當選人と  
 決定せられた者の數を控除した殘數と同數となつた場合には投票移譲の手

續を行はず、其の残存候補者は當選人と決定するのであって、之は當選標準  
準數制度に對する例外を為すものである。

右の手續きによつて、一九一八年十二月大學選舉區に於て、英國最初の比例代表  
法に依り下院議員の選舉は次の如くであつて其の成績頗る良好であつた

スコットランド大學

定員三名

候補者 五名

候補者

Sir. W. Watson Cheyne 3, 719 當選

Mr. S. W. Connon 3, 499 同

Sir Henry Clark 3, 286 同

Dr. Peter Macdonald 1, 581

Prof. W. R. Smith 850

12, 935

夏季選舉

此の場合に於ける當選標準數は  $\frac{12,935}{3} + 1 = 3,334$   
三、三三四票であつて、多數得票者三人共當選標準數を超過して居たので第二  
投票以下の移讓計算の必要なく三人は直に當選決定した。

二、ダブリン大學 (ダブリン大學は一九一八年國民代表法制定當時は  
二人の議員を送出したるも今日に於ては送出せず)

定員 二名  
候補者 四名

候補者

得票

Rt. Hon. G. W. Macdonald 1, 273

Sir Robert H. Woods 793

Wm. Morgan Jellett 631

Capt. Stephen Wynne 257

計 2, 954

此の場合に於て當選標準數は  $\frac{2,954}{2} + 1 = 984$  (九八五票

であつて之に超過せる得票者はサミュエルであつて、第一投票に於て當選と決

定した、即してサミュエルの超過数は二八八票である。

此に於てサミュエル總得票一、二七三票を調査した處第二順位記載は次の如くであつた

Jellet	768	
Woods	406	} 1,233
Spangm	59	
	40	

第二候補者、  
記入53枚票

而して移譲せらるべき割合は

Jellet	768 x	$\frac{288}{1,233}$	=	171	$\frac{53}{137}$
Woods	406 x	$\frac{288}{1,233}$	=	94	$\frac{14}{137}$
Spangm	59 x	$\frac{288}{1,233}$	=	13	$\frac{107}{137}$

即ち右の三人がサミュエルの當選標準數超過數より移譲せらるべき得票は左の通りである

Jellet	178
Woods	95
Spangm	14
	288

各候補者の得票は左の如くなる

	最初の得票		移譲に依る得票
Woods	793	+	95 = 888
Jellet	631	+	179 = 810
Spangm	257	+	14 = 271

此の結果未だ當選標準數九八五票得たる者なく、依つて最少得票のギンを除  
斥して其の得票二七一票を移譲の結果次の數を得た。

Woods	206
Jellet	16
	271

最後の結果は次の如くであつて、サミュエル、ウッドの二名が當選した。

Non-transferable	46
Samuel	985
Woodo	1,094
Jelleto	826
Gwynn	—
Non-transferable	49
計	2,954

一九一八年十二月總選舉成績（ダブリン大學）  
 有效投票總數 三、九五四  
 選出議員數 二  
 當選標準數 九八五

候補者	第一回計算	Samuel 當選標準數	第二回計算		Samuel 當選標準數	第三回計算	
	最初の得票		+	結果		+	結果
Gwynn	257	+	14	271	-	271	—
Jellet	631	+	179	810	+	16	826
Samuel	1,273	-	288	985	—	—	985
Woodo	793	+	95	888	+	206	1,094
Non-transferable	—	—	—	—	—	49	49
計	2,954	—	—	2,954	—	—	2,954

英國に於ける「比例代表協會」

英國に於て比例代表に関する運動は殆ど其の全部が比例代表協會（Proportional Representation Society）に依つて為されて居るのである。同協會は一八八四年に設立され Rt. Hon. Earl Grey を會長として

31  
The Hon. J. H. Humphreys は主事として活動を續けてゐる。自由黨員を  
其主なる會員とし又政界、學界の知名の人々も會員となり各地に支部を設け  
てあり、其他會員は遠く加奈陀、南阿、濠洲等の各植民地を始め米國、日本に  
も及んでゐる。

協會の主なる事業は模範投票、集會、講演及宣傳冊子の發行であつて、去る  
四月には P. R. Pamphlets No. 73 を發行した

先年水野練太郎博士が外遊の際、倫敦の比例代表協會に主事のハンフレイ  
を訪ひ、比例代表問題に關して意見の交換をしたが、その時ハンフレイは水野  
博士に次の如く語つた（水野博士著、歐米政界の新潮流）

今日の選舉制度には缺陷甚しとしない、今日の議會は真正の國民代表機  
關でない、之をして真正の國民代表機關たらしむるには是非共比例代表制を採  
用しなければならぬ、各國選舉の状態を見るに眞に國民の意志を代表せるも  
のと認めべきものは極めて尠い、現に英國に於て最近行はれたる總選舉の結

果を見るに保守黨は四百二人と云ふ絶對多數を占めたるも、之を以て直ちに  
國民多數の代表と見ることは出来ない

この總選舉に於て保守黨の總得票數は七、三六七、五九九票、勞働黨の總得  
票數は五、四七一、一八〇票、自由黨の總得票數は二、八九七、一九三票であつたが  
勞働、自由兩黨の得票數を合すれば保守黨より約百萬票の多きを占め  
て居るに拘はらず、當選者は保守黨が四百二人と云ふ不自然なる數を示して  
居る、比例代表制によるときは保守黨が二百八十六、勞働黨二百十三、自由黨  
九十五となるのである。

従て議會に於て自由黨と勞働黨が聯合すれば保守黨に勝つ得るのである。  
然るに保守黨が斯く絶對多數を制したるは全く不自然なることであつて、不合  
理なる選舉制度の結果である、之を以て議會は國民の代表機關であると言ふ  
ことは言ひ得るにない、是れ即ち比例代表制に依るに非ざれば眞に國民を代表  
するものであると言ふことの出来ない所以である。

英國の政治家が比例代表制の合理的なるを認めざるを、之を實行するに躊躇するは近眼的淺見である。大政黨對立のみを夢みて少數代表に意を致さざるは、將來議會政治に累ひするものなることを悟らなないのである。見よ、今日保守黨が勢力を占め得たるも、他日必ず労働黨の天下となりん、労働黨が権力を握るの日は急進過激なる政策を實現せんとする危険がある。比例代表制を行へば保守黨も相當の勢力を占め自由黨も少數代表者を出し、茲に國民各方面の意思が議會に反映せられ、一方に偏せざる中正の政治が行はるるのである。議會は國民各階級の縮圖であらねばならず、それには比例代表制に依るの外はないのである。

タスマニア

ロ、タスマニア

タスマニアは一八九六年に議會の議員選挙に單記移讓式比例代表法を實施した、最も古くより比例代表を行つて居る國である、一九〇七年には選挙法に改正を

加へて、移讓の方法を従来のヘイヤ、クラーク法を捨て、グレゴリー法を採用した、選挙法其後數次改正せられたけれども投票の移讓其他比例代表の骨子に付ては變更はなかつた、タスマニアは最も進歩した單記移讓式比例代表法を採用して居る國と謂ふことが出来る

一、選挙區の構成

全國は五の選挙區に分かれて、各選挙區の議員定數は六人である。

二、五候補届出

英國に於けると同様ノミネーションの制度を採つて居るのであって、其の期日は選挙命令中に於て政府が之を定める、ノミネーションは選挙二人以上の署名を以て一定の様式に依る文書に依つて其の選挙區の選挙長に届出下る、選挙長は届出した候補者に就き其資格の有無を審査し適法の候補者を確定する、而して此候補者が議員定數を超えたる場合に限り選挙を行ふのであって若し候補者が議員定數を超えないときは無投票を以てノミネートされた候補者を

選挙區の構成

五候補届出

當選人と決定する

三 投票

選挙當日各投票所に於て国の選挙主任官に於て調製した投票用紙を各選挙人に交付する。此投票用紙には總ての議員候補者の氏名をアルファベット順に依り印刷する。

選挙人は各自單に一票を有するに過ぎないのである。投票用紙の順位記入欄に自己の當選を欲する順序に従ひ各議員候補者の順位を123の記號を付して投函するのである。此場合に於ては勿論第一順位に自由黨候補者を擇び第二順位に労働黨候補者を擇んでも差支ない、併し選挙人は議員候補者中三人に對しては必ず順位を附さなければならぬ、三人を超ゆる議員候補者に順位を付するか否かは任意である。

當選人の決定

四 當選人の決定

投票が終つたときは投票管理者は投票函を開き、投票の有効無効を決定

して第一順位に記載に依り候補者別に區分して之を選挙長に送付する。選挙長は選挙區全体の投票に付て有効投票と無効投票に分ち、有効投票の第一順位に記載せられたる候補者別に區分して、この得票数を計算する。次に有効投票總数を基礎としてドルプ式算出法に依り當選標準数を算出する。即ち選挙すべき議員の數に一を加へたる數を以て有効投票總数を除し依つて得たる商に一を加へ、一に満たない端数を切捨てた數を求め、之を以て當選標準数とするのであり、

$$\text{當選標準数} = \frac{\text{投票總数} + 1}{\text{議員定数} + 1}$$

となるのである。

各議員候補者は其の第一順位得票数が當選標準数に達するときは當選人として宣言せられる。而して、當選人と決定せられた者に剩餘投票が存するときは順次之を次の順位者に移讓するのである。此の移讓に關してはグレゴリー法が用ひられる。(グレゴリー法の詳細は比例代表の研究第二輯参照)

グレゴリー法はヘーア法に於けるが如き、所謂偶然の分子を一掃する為に提案されたもので其の手續の概要は次の如くである。

剩餘投票を有する議員候補者の總ての投票を、移譲可能なものと、移譲不能の投票とに分けて、次に移譲可能な投票の数を以て剩餘投票の数を除して、依って得た数が移譲價值となるのである。而して移譲し得べき投票中、第一順位を指定したる投票の數に移譲價值の數を剩して得た數を第二順位者に移譲する、此場合に於て生じた端數は之を切捨てる、要するに現實なる投票用紙の移譲を行ふに非ずして單に抽象的なる投票價值の移譲を行ふものである。

第一次の投票移譲手續の結果第二順位者が當選標準數に達する得票を有するに至りたる時は、之を當選人として決定する。而して其の者に剩餘投票の存すときは之を更に次の順位者に移譲する、此場合に於ては其の者を第二順位に於て指定した總ての投票を、之を移譲可能と移譲不能

の投票に於て移譲可能な投票の數を以て剩餘投票の數を除いて得たる數を以て移譲價值とする、而して移譲し得べき投票中第三順位者を指定したる投票の數に移譲價值の數を剩して得た數を移譲する、此の場合に於ても計算上生じた端數は之を切捨てる、此の結果當選標準數に達する得票を有するに至りたる時は、之を當選人と決定する。而して其の者に剩餘投票存するときは同様の手續に依つて次順位者に移譲する、其の以下も之に倣ふのである。

此移譲に依つて尚標準數に達する候補者の得られなるときは、最低位の候補者を除斥して其の投票を次順位者に移譲するのである、其の結果標準數に達したるときは之を當選人とすることは勿論であつて、若し其の者に剩餘投票の存するときは次の最低位の候補者の除斥を行ふに先づ、之を次順位者に移譲する、この最低位候補者の除斥は残存する候補者の數と既に當選人と決定せられた者の數との合計が選舉すべき議員の數と





黨派	一九二〇年		一九二二年	
	得票(單位千)	議席數	得票(單位千)	議席數
國粹黨	1	1	891.9	14
國權黨	4249.1	71	6620.2	110
國民黨	3919.4	75	3017.1	50
中央黨	3845.0	64	4061.5	68
民主黨	2333.7	39	1902.6	32
社會民主黨	6104.4	102	7788.2	130
獨立社會黨	5046.8	84	1	1
共產黨	589.5	4	2679.4	45
ハノーヴァー黨	319.5	5	258.1	4

然るに獨逸に於ては謳歌された比例代表も年々之れに對する不満の聲は擴大されて行く有様であつて、現に一九二四年の選舉法の改正に當つて、大選舉區制の下に於ては候補

者と選舉人の關係を疎隔せしむる缺點あるを以て小選舉區制に復歸せしめんとし、又比較的多數の有力なる人々によつて比例代表制——少くとも嚴制強制名簿式に對する強反対の意見が表明せしむるに、比例代表其自体の廢止には憲法の改正を必要とするが故に、取り敢へず單記委讓式を採用すべしとの議が盛んに論議せられた。併し選舉法改正案は議會解散の爲めに實現せられず輿論の期待は裏切られた。

一九二六年一月二十六日には時の首相ルターは國政府が選舉法改正の意のあることを表明し、翌一九二七年十月十八日には中央黨は國議會に於て、此問題に關して「問責的質問」を爲した。

現行獨逸の選舉法に對する一般的なる重要な批難はこれを二つに要約することが出来る、第一は大選舉區制に對する不満であり、第二は嚴格名簿制に對する批難であつて、例へば一九三〇年の國政府選舉法改正草案理由書に於ては次の様な批難を述べて、その改革の基本を明かにした

一九三〇年國政  
選舉法改正  
案理由

「現行選舉法への批難は一般的であり、年と共に強くなってきた、批難の第一は選舉人が候補者の選擇に對して何等の影響を及ぼし得ぬことに向けられる。これは過大なる選舉區制に基く長い拘束された名簿制の結果である。選舉人は候補者と全く接觸をもたない、選舉は非人格である、選舉人は最早一人の人間を選ぶのではなく、選舉行為はある政黨的原理への信念の表白を意味するに過ぎぬ、自動式計算法を極度にすゝめ最も小さい政派へ投せられた投票をも數學的正確さをもつて利用する結果、最早耐へ難い程の政黨の分裂が生ずる、選舉法の改正は長い名簿と大きな選舉區の廢止を目的とせねばならぬ、同時に議會に於て明瞭なる多數、少數關係を齎すやうに努むべきである、議者主義の憲法をもつ國の議會の任務は國家に指導者を與へるにある、小党分立の支配の下に於ては議會は此の任務を果すことは出来ぬ。」以上の如く獨逸の比例代表制に批難の矢を放つて居るのである、選舉法の改正については直に現行比例代表制の改革が問題とせられて、今や獨逸に於ては同

獨逸立法

長 獨逸の立法

法は人氣を失ひつゝあるやうである。

特徴

獨逸に於ては若干の邦は既に歐洲大戰前から其の議會の議員選舉に對比例代表法を採用して居たけれども、聯邦又は國の選舉に比例代表法を採用したのは一九一八年十月三十日憲法制定獨逸國民議會議員ノ選舉ニ關スル命令が最初であつて、國會議員ノ選舉に於ては一九二〇年四月二十七日の國選舉法に依つて採用せられた、その後一九二二年、一九二三年、一九二四年等に改正せられたが比例代表法の骨子に於ては何等の變更ない、獨逸法の主要なる特徴は左の諸點に在る、

- イ、政黨主義に徹底した所謂嚴正強制又絶對拘束の名簿主義を採用して居ること
- ロ、三段組織の重複選舉區制を採用して居ること
- ハ、議席配當の基數を法定し所謂自動式議席配當法を採用して居ること

一、選舉區構成

獨逸法に於ては選舉區の構成は三段組織で、第一段に於て全國は三十五の選

舉區（註）に分ち、此の選舉區は必ずしも邦の區域によるものでなく、一の邦にして  
 數選舉區に分ちられたものもあり、二以上の邦にして一の選舉區を為して居るものも  
 ある、最大の選舉區は人口約二百六十萬を擁し、最小の選舉區は人口約八十七  
 萬である、第二段に於て一箇又は數箇の選舉區の區域を以て選舉區聯合が設  
 けられて其の數は十六である、第三段に於て全國が又一の選舉區を為して居る、  
 議員候補者名簿、國選舉長等の制度があつて全國的に議席の配當が行は  
 れる、

獨逸法に於ては議員の定數は定められて居ない、議員の數は有效投票の多少  
 によつて決定するのであつて、一九二〇年法律制定以來行はれた選舉の結果に付  
 て見るに左の如く變動して居る、

總選舉の行はれた年	選出議員數
一九二〇年	四五九
一九二四年三月	四七二

一九二〇年以降  
選出議員數

議員候補者  
名簿提出

二 議員候補者名簿の提出及確定

議員候補者の届出は議員候補者名簿の提出によつて為される、議員候補者名  
 簿には區議員候補者名簿と國議員候補者名簿との二種がある、

一、區議員候補者名簿の提出

各党派は其黨員を區選舉區の候補者たらしめるには選舉期日前十七日迄に  
 其區選舉長の許に區候補者名簿を提出せねばならぬ、而して此名簿には  
 其選舉區の選舉人五〇〇人以上の署名を得て之を提出する、尤もこの五百人以上  
 の署名は選舉人五〇〇人以上が其の名簿又は之を連合し若くは之と同一の國  
 議員候補者名簿に連結する他の區議員候補者名簿を支持するときには必

一九二四年十二月	四九三
一九二八年	四九一
一九三〇年	五七七
一九三三年	六四七

ずしも必要でなく、此場合は選挙人二十人以上を以て呈る、区候補者名簿は此等各選挙区に於て各派に就き其候補者の當選の順位を定むる基礎となるが故に名簿には總ての議員候補者の氏名を明瞭に其の順序を示すやうに記載することを要する、

右の外更に候補者自身が選挙長に對して同意の意志を通告しなければならぬ、此通告も亦選挙前十七日迄に其の区選挙長に到達することを要する、区選挙長は此期日迄に同意の通告をなさない候補者に就ては其氏名を候補者名簿から削除する、一の選挙区に於ては同一の議員候補者を二以上の名簿に記載することを認めない、名簿に記載し得べき候補者の數には制限ない、

区議員候補者名簿の合同

此等の区選挙区名簿は其の選挙区聯合内に於て同派の他の区選挙区の名簿に之を合同し合同名簿となすことを得る、名簿を合同せんとするときは、

区議員候補者名簿の合同

各名簿に於て指定せられてある署名人の代表者が合意の上遅くとも選挙期日前十二日迄に書面を以て其聯合選挙長にその旨を届出せしめなければならない、

区議員候補者名簿提出

八、区議員候補者名簿は遅くとも選挙期日前十四日迄に選挙人二十人以上の署名を以て区選挙長に提出することを要する、名簿には明瞭なる順序を以て總ての議員候補者の氏名を記載することを要する、名簿には之を記載することを同意した者のみを記載する、此の同意は遅くとも選挙期日前十四日迄に区選挙長に到達することを要し、此等の點は總て区候補者名簿届出の場合と同様であつて、候補者が二個以上の異りたる区候補者名簿に於て同時に候補者になり得ない點も同様である、区候補者名簿と区候補者名簿とは重複記載することは差支ない、名簿に記載し得べき議員候補者の數には制限はない、

区候補者名簿

二、区議員候補者名簿と区議員候補者名簿との連結

区議員候補者名簿は区議員候補者名簿に連続せしめることを得る連続の表示は遅くとも選挙期日前八日迄に其の区名簿の属する選挙区の選挙長に對して為すことを要し、連続の表示が為されて居るときは区名簿の残余投票は其の連続する区名簿に移譲せられ、その区名簿に對する議席配當の基礎として用いられる。

名簿の審査  
又確定

ハ 議員候補者名簿の審査及確定

区議員候補者名簿は選挙長が選挙人の中から四人乃至八人の委員を選定して選挙會を組織し、選挙長が議長となつて之を審査し及確定する。確定後に於ては名簿を變更し又は撤回することを得ない。区議員候補者名簿の聯合の届出は聯合選挙長が選挙人中より選任する四人の委員を以て組織する聯合選挙會に於て之を審査し聯合選挙會に於て聯合の表示を承認したならば直ちに其旨を關係選挙長に通知する。区名簿に於ては六人の委員を選定し前同様の方法を以て確定し区選挙長

は之を選挙期日前十一日までに公示しなればならない  
各選挙区は選挙長は遅くとも選挙期日前四日迄に總ての区議員候補者名簿を公示することを要し、名簿の聯合が行はれて居る場合には其の聯合の表示を併せて公示し又名簿が区議員名簿に連続せられて居る場合には其の区議員候補者名簿を併せて公示することを要する

投票  
三 投票

投票は此候補者名簿に對して行はれる。各選挙人は其選挙区に於ける区候補者名簿の一に属する氏名を擇み之を投票紙に記載するか又は其他の方法により自己の投票意志を表示する。勿論數名の候補者の氏名を記して差支ないが、二個以上の異なる候補者名簿の候補者を同一投票用紙に記載したものは無効である。

選挙人は單に名簿を選擇し得るのみであつて、候補者個人を選擇することを認めらるない。選挙人は各政党の主義政策を見て其政党に投票

するに止まって、何人を當選人とするか又其順位を如何にするかは全く名簿を提出する政黨が夫々決定するのであって名簿に強い拘束力又は強制力を認めて居るのであって、即ち絶対拘束又は嚴正強制投票名簿主義を採用して居るのである。

投票は投票所に於て行はれ、各選舉區は通常市町村の區域に従ひ更に數個の投票區に區分されて居る、選舉人は投票用紙に適當なる記入を爲し之を官印を押捺せる封筒に入れて投函する、投票用紙は各邦の政府が選舉區毎に調製する、投票用紙には届出のありたる總ての區議員候補者の氏名を表示するのであるが此場合總ての議員候補者の氏名を表示するのではなく政黨名と第一位より第四位に至る四人の候補者の氏名のみを表示する。

四、各名簿に對する議席の配當

投票が終つたならば投票管理者が豫め有權者中より選定したる三名乃至六人の立會人と共に投票會を開いて開票を行ひ、投票の有効無効を決定

各名簿に對する議席の配當

し、各名簿が其投票區に於て取得した有効投票の數を計算して、其結果は之を所属選舉區の選舉長に報告する。

區選舉長は各投票所からの報告を受けたときは選舉會を開いて、各党派が此の選舉區に於て得たる有効投票の總數を決定し、各名簿に對し六萬票に一個の割合を以て議席を分配するのである。

獨逸法に於ては議席配當基數は初めより法定せられて居るのであって選舉毎に配當基數を決定する必要はない、議席配當の手續きが終つたならば、區選舉長はこの手續に於て生じた残余投票を國選舉會に移譲する、國選舉會に於ては二段の手續を行ふ、第一段の手續は各選舉區聯合内に於ける議席の配當であつて、各選舉區聯合に付其選舉區聯合内に於て聯合せられた各區議員候補者名簿に生じた残余投票數を合算し、其の残余投票數が六萬に達する毎に其聯合せられたる名簿の一團に對して一箇の議席を配當する、次に其配當せられた議席を特定の區名簿に

附與するのであるが、此の場合に於ては残餘投票數の大なるものより順次その議席を附與する。

若し二以上の區名簿が同數の残餘投票を有する場合を生じたときは議席を附與すべき順序は抽籤による。尚各區名簿の残餘投票數が何れも三萬に達しないときは此等の區名簿は此選舉區聯合を區域とする議席の配當に參加することを得ないのである。此の場合には其の残餘投票は直接當該名簿へ連結する國名簿に移讓せられる。

第二段の手續は國議員候補者名簿に對する議席の配當であつて、國選舉會に於ては區議員候補者名簿の聯合が行はれなかつたため又は各區議員候補者名簿の残餘投票が三萬に達しなかつたため直に國議員候補者名簿に移讓せられた其の残餘投票及選舉區聯合内に於ける議席の配當に降して生じた残餘投票を集計して、各國議員候補者名簿に屬すべき残餘投票の數を計算する。勿論、残餘投票が國名簿に屬する為には残餘投

票の生じた區名簿に付豫め國名簿との連結が届出せられて居ることが必要である。次に各區名簿に對して其の名簿に屬する残餘投票數が六萬に達する毎に議席一箇を配當する。この手續に於ては最後に生じた三萬以上の残餘投票は六萬票と看做して其の名簿に對して更に議席一箇を賦與する。併し他方に於ては又此國候補者名簿に對する配當には一つの制限が存して、此配當に於ては何れの國候補者名簿と雖も其の連結する區候補者名簿に對して既に配當せられて居る議席數の合計と同數迄しか配當せられない。蓋し全國に亘つて單に六萬票と一獲得すれば一名の議員を送出し得ることとするに於ては多數の小黨を數半所謂黨派の分裂を甚しくするの恐れあるから、この弊を防止せんとの目的に出でた制限である。

議席の配當に關聯して、議席の移讓が認められて居る、即ち或る區名簿は配當せられた議席數が其候補者數を超過したるときは、超過しただけの議席數は選舉區聯合に之を移讓し、選舉區聯合に於ても分配し盡す



ことの出来なかつた場合には是れ亦國候補者名簿に移譲せしむ其先順位から順次當選し、若し其の國候補者名簿に賦與せしむる議席數が候補者數よりも多かつた場合には、此超過した議席數だけは之を空席とすることにして居る。

五、當選人の決定

匿名簿に關しても亦國名簿に關しても、凡そ名簿に配當せられた議席は總て其の名簿に記載せられた氏名の順序に従つて順次各議員候補者に與へられる、選舉人は單に名簿に對して投票するのみであつて、候補者又は其の順位を變更することは絶対に許されず、當選の順位は各名簿提出者たる各政黨に於て決定せられる。

六、當選人及議員の補充

何等かの事由によつて當選人又は議員に缺員の生じた場合には其の缺員となつた當選人又は議員の属した名簿に於て次順位者の候補者を繰上

げて之を補充する、仍且缺員を補充することを得ない場合に於ても補缺選舉を絶対に行はず缺員は其の儘に放置する。

(附記)

一九三三年二月二日附ヒトラー内閣は左の通り選挙法改正に関する大統領令及選挙法實施に関する命令を發布した

聯邦選挙法改正に関する大統領令

一九三三年二月二日附

聯邦憲法第四十八條第二項に基き次の如く規定す

第一條

略

一、

略

二、

略

三、第十五條第三項に次の項を加ふ

區議員選挙名簿は、一つの議席の獲得に必要な投票と少くとも同数の選挙區聯合の區選挙人に依り、署名せらるべきものとす、一つの選挙團(党)にして其の區議員選挙名簿の一つに、この條件を充たるときは、其党の他の區議員選挙名簿は、五十人の選

舉名簿にて足る。

四、第十五條に於ては、第三項に従ひ、次の新しき項が、第三項の如く加へらるべきものとす

第三項に於ける規定は、最後の議會に少くとも一人の議員を選出し居りたる選挙團(党)の區議員選挙名簿には適用せず

區議員選挙名簿(聯邦選挙法實施に関する命令一九三三年二月三日附)

第六條 最後の議會に少くとも一人の議員を選出したる選挙團(党)の區議員選挙名簿には選挙區の少くとも二十人の選挙人による署名にて足る、其他の區議員選挙名簿は選挙區聯合の少くとも六萬人の選挙人により署名せらるべきものとす

全國三十五區の選舉區及十七區の選舉區聯合

(註)

全國三十五區の選舉區及十七區の選舉區聯合

1	Potsdamers	I	11	Magdeburg
2	Berlin	II	12	Brandenburg
3	Potsdam		13	Rheinigen
4	Potsdam	III	14	Schleswig-Holstein
5	Frankfurt a.o.		15	Hamburg
6	Pommern	IV	16	Weest-End
7	Mecklenburg		17	Ost-Hannover
8	Braunlan	V	18	Siid-Hannover- Braunschweig
9	Stiegnitz		VI	19
10	Oppehn			

K 1

19	Westfalen - Nord	X	28	Niedersachsen - Olspey
20	Westfalen - Lind	X	29	Franken
21	Hessen - Nassau		30	Preuß
22	Hessen - Darmstadt	XI	31	Branden - Bantzen
23	Sachsen - Rachen		32	Leipzig
24	Coblenz - Trier	XII	33	Chemnitz - Zwickau
25	Bismarck - Ost		34	Witttemberg
26	Bismarck - West	XIII	35	Baden
27	Sachsen - Schwaben		XIV	

(表中ローマ数字は選挙区聯合)

佛蘭西

実績

二、佛蘭西

a. 実績

佛蘭西に於ける比例代表制は一九一三年に下院を通過したが、上院に於て可決せられなかった、一九一四年の總選挙に際して、この問題は再び選挙場裡の一争點として論議せられて當選者の大多數は比例代表制を包含する選挙法改正に賛成する旨を公言したが、大戦中に於ては此の如き問題は凡て閉却せられて、一九一九年春期に至って漸く速記及比例主義採用の改正法案は下院に提出せられ、大多數を以て可決(一三八對二七七)せられたが、上院に於ける形勢は依然として改正反對の潮流強大であったが、執拗に輿論に抵抗する事を試みずして多少の修正を施したる後同案を可決(八七對一三四)して、修正案は直ちに下院に回付せられて、下院に於ては兩院の交渉を重ねて選挙法改正の時期更に遅延を來すを恐れて修正案を採用した(棄權者七一、

反対一〇三、賛成三二八)、かくして佛國政界の一宿題であった選挙法改正問題は一九一九年七月十二日、代議士選挙に關する法律を改正して比例代表を認める連記名簿を設定する所の法律となつて現れ、茲に一段落を見るに至つた

然して、その改正の特色とする處を見るに

一、大選挙區(註)連記制であるが、候補者名簿に依つて當選者を分配し決定するの制度を加味した、これは過半数當選主義と比例代表主義との結合であつて、比例代表主義は僅に第二位に於て其存立を認められたるに止まつて、徹底的採用を去る事遠く、従つて比例代表制の主張者は新法を目して讓歩に過ぎたる妥協であるとなして之に満足しなかつた。

二、選挙有権者は一の候補者名簿中より或人名を抹殺して、之に代ふるに他の名簿中の候補者を以てする事が出来る所謂組合(Parade)

式であつて、有権者の任意取捨の権利を認めた。

三、選挙に際して候補者又は政綱其他政戰運動に必要な掲示廣告等を街頭に自由に貼布する事を制限して只之を一定の公認掲示場に於てのみなせしむる事とした。

(註)佛國の九十縣を以て百選挙區となして、大多數の縣は一縣を以て一區となし、只八縣に於て之を分割し、其中七縣は各二區とし、單にセーヌ縣のみ巴里市三區及郡部一區合計四區に分けた。而して以上の各區より少くも三人、多きは十四人に達する議員を選出せしむ、而して植民地は之を十區に分つて、一區に就き一人又は二人を選出せしむ。

等であつた。

然るに、其後再び單記投票法に關する下院議員選挙法改正案は、一九二七年の議會に於て論争せられて、右党及中央諸派は改正案に反

對して、現行選舉法の維持を主張し、急進社會黨は社會黨の支持を得て極力改正案を通過せしめんとして、遂に左党側の主張勝を制して、同年七月十二日改正案下院を通過し、次で十四日無修正の儘上院に於て議決せられて、單記投票法、即ち郡或は區なる小選舉區を以て單位とする單記投票法を採用するに至つたものである。

以上の如く、佛國に於ける比例代表は一九一九年に採用せられて、其後一九二七年に再び舊制度の單記投票法に復活したのであって、比例代表制は全く失敗に終つたものと謂ふべきである。

蓋し一九一九年の佛國に於ける選舉法は多數代表法の一たる連記投票法と比例代表法と云ふ調和すへからざる原理に基ける二方法を無理に組合せた不調和なる立法であつて、二箇の相容れない党派即ち比例代表法主張者と多數代表法を主張する者とが提携したる結果成立したものであつて佛蘭西人は之を呼んで「融和せざる混合物」(Un mélange incohérent)と

稱した。

佛國の立法

五、佛國の立法

選挙區の構成

一、選挙區の構成

一九一九年の佛蘭西の選舉法は従來の郡或は區を以て選舉區としたる制度即ち小選舉區を廢して、代ふるに「縣を以て選舉區とする連記投票法」を採用而して各縣中若し其選出議員數六名を超えらるるものある場合は其縣は法律に依つて之を數個の選舉區に分割することか出来る、但し各選舉區は少くとも三名の議員を選出し得るやう之を分割しなげねばならない、而して、若し縣選出議員の割合は佛國の國籍を有する住民七萬五千人に於て議員一名であつた、若し其剩餘數にして三萬七千五百人を超過する場合に於ては更に一名の議員を加へる、

候補者名簿の提出及確定

二、議員候補者名簿の提出及確定

議員候補者は夫々名簿を以て推薦せられたる名簿は選舉期日の遅くとも十二日前迄に之を縣廳へ提出する縣廳に於ては提出せられたる各名簿を審査して其の適法なるものは之を登録し而して登録せられたる候補者の氏名は、選舉期日の二日以前に之を投票所に告示する

投票 三 投票

選舉人は議員定數と同數迄の票を有して、選舉人は投票用紙に此數の限度内に於て種々の名簿上に於ける候補者中其欲する者を選んで記入するのであって指名投票である、勿論自由組合等を認められて居るのである、

議席の配當

四 議席の配當及決定

第一に各候補者の中に於て其得たる指名投票の數が有効投票總數の過半數即ち絶對多數を得たる候補者は當選するのであって此第一

の決定は過半數法によつてなされる、

次に右の過半數法に依る當選者の數が議員定數に達しないときは、始めて比例代表法に依つて之を分配するのであって、其手續は各名簿に就き、其の名簿上の候補者の得たる指名投票へ總數を計算して、之を其名簿の有する候補者數を以て除し、かくして各名簿の平均投票數を算出する、而して此平均投票數が即ち各名簿の間に議席を配當するに當つて、其割當の基礎となる數であつて、此各平均投票數を、議員定數に依り有効投票(即ち有効投票用紙)の總數を除して得たる所の當選標準數を以て除し、得たる數に従て各名簿に未配當の議席を分配する、即ち此の手續は比例代表法の應用に外ならない、此の手續に依つて尚全部の議席を分配し盡し得ないときは残余の議席は最多數の平均得票數を有する名簿に之を與へるのであって茲で再び單純なる多數決主義に歸るのである。

故に此の選挙法は比例代表法よりも寧ろ多数代表法に重きを置いて居り、多数に對しては二重の配當を為して居るのであつて比例代表法其自身より觀たる時は全く不徹底なるものであつて、各黨派をして不自然なる合同を誘致せしめるに至つた。

之を一九一九年十月の總選挙に就て見るに *Principes Orientales* に

於ては有効投票數三六、八一四票、定員四名、第一名簿共和聯合、第二名簿共和左黨、第三名簿中立であつた、併して第一名簿に属する一候補者は其個人的得票が一九、三四一に達して過半数 (Majority) を得ず當選し、未配當の議席三個に對して名簿の平均投票數を求めた結果、第一名簿一八、一五三、第二名簿一四、六六四、第三名簿三、三四二の割合であつた、當選標準數は  $\frac{36814}{4} = 9203.5$  であつて第一名簿第二名簿に對して各々此標準數を基礎として一個づきの議席が與へられたが尚一個未配當であるから、更に之を最大の平均數を有する第一名簿に與へたのである、即ち第一名簿は約一萬八千の有効投票を以て三個の議席を得、第二名簿は約一萬四千五百の有効投票を得たにも拘はず一個の議席を得たに止まり、若し、之を純粹なる比例代表法に據れば第一名簿二個、第二名簿二個となる筈である、尤も純然たる連記多数代表法に依つたとすれば總ての議席は第一名簿に與へられること、なるから、此方法の方が所謂少数代表の目的を達する意味に於てはより公平であるが、決して比例的に好結果を得て居ない

以上の如く一九一九年の選挙法は多数代表法も比例代表法も共に不徹底に終るの結果となつたのである。



六、奥太利

特徴

奥太利に於て比例代表法が國の選舉に初めて実施せられたのは一九一九年十二月十八日の憲法制定國民議會議員選舉法であつて、國民議會の議員選舉に付ては一九二〇年七月二日の選舉法に依つて採用せられた、その主要な特徴は二點にある。即ち

- 一、政黨主義に徹底した所謂絶対拘束主義又は嚴正強制名簿主義に依つて居ること。
- 二、殘餘議席配當の爲二段組織の重複選舉區制を採つて居ること。

選舉區の構成

一、全國を二十五の選舉區に分ち、各選舉區に對し總數一六五の議席が配當せられて居る、現在に於ては最大の選舉區は議員定數一三人であり

最小の選舉區は議員定數四人である

且、大々數選舉區の區域を以て全國は四の選舉區縣合に分れて、選舉區聯合に於ては各選舉區に於て生じた端數投票を累計して之に對して同じく各選舉區に於て生じた殘餘議席を配當する、議員定數は定められて居ない

名簿の提出又確定

二、議員候補者名簿の提出及確定

議員候補者名簿に選舉區名簿と聯合區名簿との二種がある、一、選舉區名簿は各選舉人の集團即ち黨派が提出するのであるが、それは各選舉區の選舉人一〇〇人以上の署名を以て選舉期日の三週間前迄に各選舉廳に提出するを要する、名簿には選舉すべき議員の數の二倍迄の數の候補者を記載することを得、各候補者には明白なる順位を附することを要する、同一の議員候補者は同一の選舉區に於て二以上の名簿に記載せられることを得ない、候補者の死亡、辭退、

被選舉權の喪失等の場合に於ては選舉期日前十日迄に限り之を補充することが出来る。選舉廳は各名簿が必要数の署名人を有するか、名簿中に記載せられた候補者が被選舉權を有するかを審査し、必要数の署名なき場合は其名簿の提出は無効となり、又被選舉權なき候補者の氏名は其名簿から削除せられる、後者の場合は新なる候補者を以て補充することを許される、選舉長は選舉期日前七日に至れば總ての名簿を締切り、之を提出の順位に公示する。只、選舉區聯合内に於て行はる、議席の第二次配當に參加せんとする党派は選舉期日前十日迄に其の聯合區選舉長に對して申請を為すことを得る、此の申請を爲した党派は、選舉期日前八日迄に聯合區名簿を提出することを得る、第二次の議席配當に參加せんとする申請を爲した場合に於ても特に聯合區名簿を提出すると否とは任意である、聯合區名簿には其選舉區聯合所屬の選舉區の一に於て其党派の名簿は候補者として記載せられて居る者に限り之を記載することが出来る。

投票  
三、投票

投票用紙は官給主義でなく自辦主義を採って居て、選舉人は投票用紙に自己の賛成する党派の名稱、又は其の党派に属する候補者の一人又は數人の氏名を記載すれば宜しいのであって、其記載は、手書印刷其の他各種の複製方法を以て為すことを得る、投票用紙は之を男女別に依つて色を異にする投票用封筒に入れて投票管理者に手交して、投票管理者は之を投票函に投入する。

議席の配當  
四、各党派に對する議席の配當

開票手續は投票區毎に行ふ、各投票所に於て投票の效力を決定し、各党派名簿の取得した有効投票の數を決する、次に各選舉區の選舉長は其選舉區内の各投票區に於ける開票の結果を綜して且之を再審して

其選舉區に於ける有効投票及右党派の投票總數を決定する。  
 議席の配當は二段に行はれるのであって、第一段の議席配當手續は各選  
 舉區に於て各党派の得票數を基礎として行はれる、其選舉區に於て  
 選舉すべき議員の數に一を加へたる數を以て其選舉區に於ける有効  
 投票の總數を除して得たる商の直近上級の整數を求めて之を議席配  
 當基礎として、各党派の得票數が此の議席配當基礎に達する毎に議  
 席一箇を配當する。

第二段に於て各選舉區聯合に付各党派の殘餘投票數を集計し之を基  
 礎として行はれる即ち聯合選舉長は其選舉區聯合内に於ける殘餘投  
 票の總數及各党派に屬する殘餘投票の數を決定して、各党派に對して  
 其党派に屬する殘餘投票數を基礎とし所謂ドント式議席配當法に  
 依つて其選舉區聯合内に於て未だ殘餘議席を配當する、因り議席  
 配當の參加を申請しない党派は議席の配當を受くることを得ない、第

五、當選人の決定

二段の議席配當に關しては第一段に於て一箇の議席をも取得しなかつた  
 党派は其の剩餘投票數の如何に拘らず議席の配當を得ない制限が  
 ある。

六、議員の補缺

議員候補者は選舉區名簿に付ても又聯合區名簿に付ても名簿記載  
 の順位に従つて當選人を決定せられる所謂絶対拘束の名簿主義である。  
 議員に缺員を生じたときは其の缺員となつた議員の屬した名簿に於ける  
 次順位者を繰上げて之を補充する、繰上げの順位も亦專ら名簿記載の順  
 位に依る。

# 白耳義

現行白耳義選舉法は大体に於て一八九四年の立法議會議員選舉法を基礎として、一八九九年の比例選舉に關する法律によつて修正を加へたものであつて單記名簿式比例代表法の祖國と言ふことが出来る。

今日歐洲大陸に於て多數の國が比例代表制を實施するに至つたのは白耳義が率先して此方法を實驗した結果が好き効果を齎したことに深い關係があるといつて可い。

白耳義に於ては其後一九二八年及一九二九年に於て相當廣範圍の改正があつたが、比例代表法の要點に於ては何等變更がなかつた。

## 特徴

其の主要なる特徴を掲げると左の諸點である。

一、名簿に據つて居るが、政黨主義と個人主義又は人格主義とを調和せしめた所謂單純強制又は單純拘束主義で、各選舉人は名簿に

對する投票も出来るし、特定の候補者に對する指名投票とすることも出来る。

二、議席の配當は所謂ドント式で、各名簿の得たる投票數に比例して、各黨派の間に之を分配する。

三、議員の補缺に備ふる為に豫め補充員を選出せしめる制度を採つて居る。

四、或る範圍に於て候補者名簿の聯合を認めて居ること。

## 選舉區の構成

### 一、選舉區の構成

選舉區は郡を基礎として構成せられて、全國は三〇の選舉區に分かれて、各選舉區に對して總數一八七の議席が配當せられて居る。最大の選舉區は議員定數二六人であり、最小の選舉區は議員定數三人である。

## 議員候補者名簿の提出

### 二、議員候補者名簿の提出及確定

選舉長は期日前少く共二十六日迄に議員候補者名簿及立會人の指名書を受理すべき日時及場所を告示する。名簿は遅くとも選舉期日前

二十一日迄に當該選舉區に於ける選舉人百名以上の署名を以て選舉長に提出するを要す、名簿には選舉すべき議員の数を超えざる本候補者と本候補者の数を超えず且一人を超えない豫備候補者との記載することとを許さる、候補者には明白なる順序を付して名簿には被推薦者の承諾書を添付するを要し、同一人は同一の選舉區に於て二以上の名簿に記載せらるゝことを得ない、同一人が同一名簿に於て同時に本候補者及豫備候補者として記載せらるゝは差支ない。

名簿の提出期限が経過すれば、其後二時間を経過したる後選舉長は名簿の候決定をなす、次に其翌日の一時より四時迄の名簿閲覧期間を経過すれば、直に名簿は確定するである、而して其候補が選舉すべき議員の数を超過しないときは選舉長は候補者を直に當選人として告示す、此場合豫備候補者は名簿記載の順位に依つて當選人と決定せられ更に、或選舉區に於て二箇以上の名簿が提出せられ且各名

簿に記載せられた本候補者及豫備候補者の總数が選舉すべき議員の数を超えないときは選舉長は直に其の總ての本候補者及豫備候補者を當選人と告示するのである、無競争當選の制度が認められて居る、

投票  
三 投票

當該選舉區に於ける總ての名簿を表示した投票用紙が準備せられる、投票用紙に於ける名簿表示の順序は政党政派に属するものを先にしてそれらに属しないものを後にし、而して政党政派に属するもの又は政党政派に属しないもの、間に於ては抽籤により順序を定め、各名簿に於ける候補者の順序は推薦狀に於ける記載の順序による、豫備候補者は一團として本候補の後に置かれる、

選舉人は一人一票を有して、投票の方法は名簿記載の本候補者及豫備候補者の順位を其儘承認して名簿自體に對して投票することと可能であり又本候補者又は豫備候補者の中特定の一人に對して優先

的地位を與へる為指名投票を為すことも出来る、  
要するに選舉人は其の欲する所に於り名簿投票と指名投票と何れ  
か一を選択することが出来るのであって、選舉人に或範圍に於て候補者  
選擇の自由を認めらるるのであって此点絶対強制の獨逸法、自由組合を  
認める瑞西法と異る所である

議席の配當 四、各名簿に對する議席の配當

開票所は略ぼ投票所三ヶ所に對して一ヶ所の割合に設置せられる、此の  
開票所では、各投票所より送付したる密封の投票用紙の包を受領する  
と共に、開票管理者は開票立會人と共に、受領後一時間を起さぬ  
範圍内に於て、投票用紙を計算して其總數を調書に記入する、次に  
管理者及開票所の役員は此投票用紙を攪き混ぜて後一々之を開票  
して次の通り之を分類する、

一、右名簿毎に(獨立候補者は  
一の名簿と看做される)其名簿又は名簿に屬する各候補者に

に與へられたる投票用紙

只二個以上の名簿の候補者に對し同時に投票を與へたる投票用紙(此の  
種の投票は無効)

ハ疑義の存する投票用紙

ニ白紙又は無効の投票用紙

投票用紙の分類が終つたときは、之を調書と共に選舉會に送付する、  
選舉長は選舉立會人立會の上で再び投票を審査し、當該選舉區の  
全部に付各名簿毎に當該名簿に對する名簿投票の數と當該名簿に  
屬する候補者に對する指名投票の數とを決定するのであって、此の双方  
の合計が名簿の總得票となり、名簿に對する議席配當の基礎となる、  
指名投票は單に候補者個人に對する投票たるの意義を有するのみならず  
又名簿に對する投票たるの意義を有するもので、例へば一九一〇年、  
ブラッセルに於て行はれた選舉の結果は此計算に依つて次の如く決定さ

黨派名	名簿投票數	指名投票數	合計
加特力党	九七、三五八	三一、七九四	一二九、一五二
自由党	七三、六五九	二五、九七五	九九、六三四
社会党	五三、九一一	一四、六九三	六八、六〇四

各名簿の得票數が決定するときは、所謂ドント式法に従つて各名簿に對して議席を配當する、其の手續は各黨派の得票數の其の大なるものより順次配列して、之を順次1、2、3、4、5、等の數を以て除して、よつて得たる商を其の大なるものより順次に選舉すべき議員の數を配列して最後に配列せられた商を以て當選標準數とする。

例へばブラッセルに於ては定員二十一名の選舉區であるが次の如く割つて行つた。

	加特力党名簿	自由党名簿	社会党名簿
1除	129,152 (1)	99,634 (2)	68,604 (3)
2除	64,576 (4)	49,817 (5)	34,302 (7)
3除	43,050 (6)	33,211 (8)	22,901 (12)
4除	32,288 (9)	24,908 (11)	17,150 (16)
5除	25,230 (10)	19,926 (14)	13,720 (21)
6除	21,525 (13)	16,605 (17)	11,434
7除	18,450 (15)	14,233 (20)	
8除	16,144 (18)	12,454	
9除	14,350 (19)		
10除	12,915		

而して各名簿に對して此の當選標準數を以て其の得票數を除いて得たる商に相當する次の議席を配當するのである、此の手續に於て若し一個

の議席が同一の資格に於て數箇の名簿に歸属するが如き場合を生じ  
たとき、其の議席は最多數の得票ある名簿に附與し、得票數同一なる  
ときは最多數の得票を有する候補者の属する名簿に附與し、仍決し難  
きときは就中最年長者の属する名簿に之を與へるものとして居る。  
特殊の場合として或る名簿に配當せられた議席の數が其名簿に属する  
本候補者及豫備候補者の數を越ゆるときは其の超過數の議席は他  
の名簿に對して移讓せられる、超過數の議席を移讓する方法としては  
各名簿の残余得票數を基礎としてドント式方法を用ひて其の議席を  
各名簿間に配當する。

當選人の決定 五、當選人決定

各名簿に對する議席の配當が終つたならば各名簿毎に其の配當せられ  
た議席數の範圍内に於て當選人を決定する  
不配當せられた議席の數が其名簿に記載せられた本候補者の數と同一な  
るときはその本候補者は總て當選人となる

只配當せられた議席の數がその本候補者の數より多きときは本候補  
者は總て當選人と決定せられ、残余の議席は豫備候補者に對して  
與へられる、其の順序は得票數の多少に依るのであるが、計算方法は  
本候補者の得票數の計算方法と同様である。

ハ、多くの場合に於ては配當せられた議席數よりも名簿上の本候補者の  
數が多いと云ふのが普通であつて、此場合には得票數の多い候補者より  
順次其の配當せられた議席の數に達する迄の者を當選人と決定する、  
即ち當選人の決定は得票數主義に據るものであつて、其の得票數の計  
算に關しては、單に指名投票の數のみを基礎とするのではなく、(イ)候補  
者に對する指名投票は絶対的に其の者の得票として計算する、(ロ)  
更に名簿投票は之を第一順位記載の候補者より順次當該候補  
者に對する指名投票の數との合計の當選標準數に達する迄各候補



者の得票に移譲加算して各候補者の得票数を決定する、例へば前に掲げた一九一〇年のブラッセルの選挙に於て加特力党の得たる名簿投票は九七、三五八票であつて、此の名簿得票は其各候補者に次の如く分配せられた(皆選標準数は一三七二〇である)

候補者名	順位	個人得票	配 票 数
Nevince	1	741 + 12,979	13,720
De Jantscheere	2	670 + 13,050	13,720
Vanderlinden	3	364 + 13,356	13,720
Renfain	4	1,835 + 11,885	13,720
Carton de Yat	5	1,357 + 12,363	13,720
Theodor	6	1,601 + 12,119	13,720
De Rue	7	2,780 + 10,940	13,720
Wambemans	8	1,497 + 10,666	12,163

De Coeten 9 6,869 + 0 = 6,869  
 Colgo 10 13,980 + 0 = 13,980

合計 31,794 + 97,358 = 129,152

而して當選の順序は得票の多き者より當選者となるを原則とし、得票相等しきときは名簿上の順位に依るのであるから、此場合に於ては第十位にある Colgo が一三、九八〇票の指名投票を得て最多数であるから當選一次に Nevince 以下 De Rue 迄同数であるから、名簿上の順位に従つて當選する、然るに配當せられたる議席数は九個であつて、尚一個の議席が残存するを以て、更に次の高點者 Wambemans に當入る、

議員の補欠 六、議員の補欠

議員に缺員を生じたときは其の缺員となつた議員の属した名簿に於ける豫備候補者中未だ當選人とならない者より之を繰上げ補充する、

補充の順位は豫備候補者の得票数の多少に依る、得票数同じきときは名簿記載の順序による、得票数の計算方法は本候補者の得票数の計算方法と同一である、豫備候補者は如何なる場合に於ても本候補者の数を超えて當選人と決定せらるることを得ない

名簿の聯合七、議員候補者名簿の聯合

同一の州内に於ける名簿の聯合が認められて居る、即ち一の名簿候補者は其の推薦人の同意を得て同一州内の他の選挙区にて提出せられた名簿の候補者と共に議席配當の目的を以て聯合を為す旨の宣言を為すことが出来る、此の場合に於ても投票の手續は同様であるが、議席配當の手續は全く異るのであって、要するに聯合せられた数名簿の得票数が議席配當の基礎とせられ、且議席配當の方法に付てはドント式でなくしてハーゲンバッハ、ビショップ式が用いられるのである、

瑞西聯邦

ト 瑞 西 聯 邦

歐洲大陸に於て名簿式比例代表制が最初に行はれたのは瑞西聯邦に属する各州であつて、瑞西は實に名簿式比例代表法の祖國である、

特徴

瑞西聯邦法の主要な點は次の如くである

- 一、政黨主義を基礎としなかり即ち相當廣い範圍に於て個人主義又は人格主義を加味した自由組合主義（候補者の配當、パナシヤージュの制）を採用して居ること
- 二、議席の分配はハーゲンバッハ、ビショップ式配當法を採つて居ること
- 三、名簿の合同をなすを許可して居ること

選挙区の構成 一、選挙区の構成

選挙区は州 (Kantons) 又は半州 (Halbkantons) を基礎として構成せられ、之に對して總數一八七の議席が配當せられて居る、各選挙区中最も大

なるものは議員定數三十一人であり、最も少きものとして議員定數一人のものが四區あるが、其他は何れも議員定數二人以上である、議員定數一人の選挙區に關しては固より比例代表法は行はれない

候補者名簿の提出

議員候補者名簿の提出  
名簿は遅くとも選挙期日前二十日迄に之を選挙區を管轄する州廳に提出することを要する、名簿には其選挙區内の選挙人十五人以上の手書に依る署名を必要とし、名簿には其選挙區より選出すべき議員定數と同數迄の候補者を列記することが出来る、勿論、議員定數に不足する候補者を記載して届出をすることを出来るが議員定數を超過してはならない、若し議員定數を超過して候補者名を記載せられたときは、其末端にある氏名は削除せらる、同一名簿に同一候補者を反覆して記載することも出来るが(所謂公認聚積、*cumul officiel*)二回以上同一氏名を反覆記載することは出来ない、同一選挙區に於ては同一候補者を二

以上の名簿に記載することを得ない、若し記載せられた場合は其州廳は此選挙者に對して選挙當日前十日迄に其何れか一名簿を選択すべき旨を通知し、其選擇を為さしめる、候補者が此の期日迄に此選擇をしなかったときは官廳は抽籤を以て其属すべき名簿を決定する  
候補者名簿の提出が終つたならば州廳又は其指定したる選挙官は名簿を審査して、被選挙権なき候補者は削除し、一定期間を定め、其期間中に署名人の代表者をして削除されたる候補者の補充を為し、又名簿中他の名簿と混同し易き名稱を有するものがあるときは、期限を指定して其の変更をなさしめる、かくして選挙期日前十三日に至れば名簿が確定する、確定後は名簿は之を改訂するを得ない、州廳は此各名簿の届出の順序に従つて番號を付し、其稱號と番號とを付したる各名簿を一般に公示する、

瑞西聯邦法に於ては二以上の名簿の聯合が認められて居て、名簿を聯

合せんとするときは其名簿の署名人又は其の代表者の合意を以て選挙期日前十三日迄に其旨を州廳に届出でることを要する、名簿の聯合が為された場合に於ては其聯合名簿の一團は選挙手續上單一名簿の如く取扱はれる、名簿の聯合を承認した場合に於ては州廳は確定名簿の告示に際して併せて之を告示する

投票

三、投票

投票用紙の調製及給付に關しては、各州廳の定むる所に依るのであって、即ち、各州廳は各党派等をして公示せられたる名簿の各個を印刷して之を投票用紙として使用することを許可することを得るし又州廳自身に於て各箇の名簿を夫々印刷した投票用紙を調製して之を選挙期日前八日迄に各選挙人に送付することを得るのである、何れの場合に於ても州廳は別に名簿の稱號及候補者の氏名を記入するに充分なる餘白を有する白紙投票用紙を調製して之を選挙人に送付するか又は之を投

票所に備へて選挙人の使用に充てねばならない

選挙人は選挙すべき議員の數に連する迄の投票を為すことが出来る、(連記主義)、投票に當つて選挙人は印刷投票用紙又は白紙投票用紙の中其の何れを用ふるも自由であるが、選挙人が白紙投票用紙を用ひる場合には、選挙人は數箇の名簿中より自己の欲する候補者を自由に選擇し之を組合せ(パナシヤリズム)することが出来る、又は一候補者を反覆記載することも出来る、併し其選挙區に於ける何れの名簿にも存在しない人の氏名を記載することを許されぬ、又白紙投票用紙には必ず名簿稱號を付すことが必要であつて、此の種の稱號を缺くものは無効である、反對に名簿稱號は有するも全く候補者の氏名の記入なきものは無効であつて、此點は、印刷投票用紙を使用する場合に就ても同様である、又何れの場合に於ても選挙人が聚積投票を為す場合同一候補者の氏名を二回以上反覆記載することを許されぬ、

議席の配當

四、各名簿に對する議席の配當

印刷投票用紙を使用する場合には、選舉人は、之に何等の修正を加へずして投票(得票)とは勿論であるが、又手書を以て或る候補者の氏名を抹殺し、順位を変更し、或は二回迄の重複記載をすることも出来る(併し相異なる名簿に属する候補者の氏名を同一投票用紙の上に記載(パナキョーシユ)したるときは其の票は無効となる、即ち此場合には抹削及び順位の変更と或る候補者の名を追加して累積投票をなすことは出来るけれども候補者の配當は許されない)

議席の配當は各名簿の黨派得票を基礎として所謂ハーゲンバッハ、ビエヨツプ式議席配當法を用ひて居るのである、各党派の得票は次の如く計算せられる、

- 一、個人得票又は指名投票の数を計算する
- 二、補充得票であつて、投票用紙に記入せられた議員候補者の数が選舉すべき

議員の數に達しないときは其の數に達する迄の投票が其名簿自體に

與へられるのであつて、此種の補充投票は大體次の場合に生ずる、

- 一、投票用紙の上に選出すべき議員定數より少なき候補者の氏名が記載せられ、其他の部分が無指名の儘にて存せられた場合又は用紙上の或る候補者名が抹消せられたる儘に存せられ追加せられる場合
- 二、何れの名簿にも登載せられざる氏名が混合記入せられたる際に於て其投票用紙が名簿稱號を有する場合
- 三、同一投票用紙の上に同一候補者の氏名が二回以上反覆記入せられたる場合

であつて此等の場合に於ては何れも其投票用紙の有する個人得票以外の票は此名簿に對する補充得票となる、

三、各名簿に付其名簿に属する議員候補者の個人得票の數と其の名簿に歸屬した補充得票の數とを總計して得たる得票數が各名簿の

黨派得票である。

此党派得票が各党派に對して議席を分配するに當り其計算の基礎となる數であつて、議席を分配する方法は既に述べたやうにハーゲンバツハ、ビシヨフ式に據つて居るのであつて、其手續は選舉すべき議員の定數に一を加へた數を以て有效投票の總數を除き依つて得た商の直近上級の整數を以て當選標準數とし、而して各名簿に對して其の党派得票の數が此の選舉標準數を包含する同數次の議席を配當するのである、此の當選標準數を基礎として議席を分配したる結果、議席の全部を配當し盡すを得なかつた場合は既に各名簿に配當せられた議席の數に一を加へた數(配當せられた議席の五ひときは一)を以て夫々其名簿の党派得票の數を除き、依つて得た商の最大なる名簿に對して残存する議席一箇を與へ、未配當の議席の存する限り同様の手續を反覆する、此の手續に於て最大の商が二以上の名簿に生じた場合に於ては、最初標

準數にて除したるときに最大の端數を有して居た名簿に此議席を配當する、端數投票が同一なるときは、就中最多數の個人得票を有する候補者の属する名簿に之を附與する、仍決し難いときは抽籤を以て配當する、名簿を定めるのである、

又又降が懸念せられた場合には聯合名簿の集團を以て一の名簿と同様に取扱ひ議席を配當するのであつて、此の場合に於て其の聯合各階の集團に配當せられた議席を更に各階の名簿に配當しなければならぬ、其場合に於ても、矢張りハーゲンバツハ、ビシヨフ式配當法が用いられる、

以上の方法が實際に運用せられた一九二一年の總選舉に就て見ると、此の選舉の際 (Germany) に於ては有権者總數二一八五八五名中有有効投票一七一、〇六七票であつて此等の票は次の如き割合に配分せられた、

名簿	黨	得票
A.	民主黨	50,135
B.	社會黨	43,421
C.	進進黨	33,145
	(a) 社會黨	4,428
	(b) 社會黨	37,631
D.	新進黨	20,550

(四) 青 早 急 進 党  
(三) 急 進 社 會 党

528  
370

21,448

E 中 立 党 (加勢力)

18,431

計

171,067

而して此選挙区は議員定員八名であるから其標準数は  $171,067 \div (8+1) = 19,007.4$  である。故に各名簿に対しては先づ左の通り議席が分配される。

A	50,136	÷	19,008	-----	2
B	43,421	÷	19,008	-----	2
C	37,631	÷	19,008	-----	1
D	21,448	÷	19,008	-----	1
E	18,431	÷	19,008	-----	0

六個の議席は各名簿に分配されたが尚二個の未配當議席が残存して居るのであるから前に述べたる手続きに従ひ、各名簿の得票を各、其の名簿に配せられた議席数に一を加へたる数を以て除し、其最大の商を得たる名簿に配當するのである。その結果は次の如くなる。

A	50,136	÷	(2+1)	=	16,712
B	43,421	÷	(2+1)	=	14,473
C	37,631	÷	(1+1)	=	<u>18,815</u>
D	21,448	÷	(1+1)	=	10,724
E	18,431	÷	(0+1)	=	18,431

此計算の結果はC名簿即ち急進黨と社會労働党との聯合名簿が最大の商を得たから此名簿に分配し、尚一個の議席が未配當となるから同様の手續を繰返すのである。其結果は次の如くなる。

A	50,136	÷	(2+1)	=	16,712
B	43,421	÷	(2+1)	=	14,473
C	37,631	÷	(2+1)	=	12,543
D	21,448	÷	(1+1)	=	10,724
E	18,431	÷	(0+1)	=	<u>18,431</u>

右の如くであつて最大の商を得たる巨名簿、即ち中立党に分配せられる、

當選の決定 五、當選人の決定

各党派に對する議席の配當が終つたならば、次には各党派間に於て當選人を決定せねばならない此場合に於て

1. 或る名簿に属する候補者の數が其の名簿に配當せられた議席の數を超過しないときは直に其の總ての候補者が當選人と決定する。而して候補者の數が配當せられた議席の數より少いときは其の不足數の議席に關して補缺選舉を行ふ、

2. 或る名簿に属する候補者の數が其の名簿に配當せられた議席の數を超過するとき、は各候補者の個人得票の最多數を得たる者から順次當選人と決定する、但其多數を得たる候補者が二人以上あるときは名簿上の順位に依つて其先順位者から之を當選とする。

之を既に擧げたる *Geneve* の選舉の結果に就き、三個の党派の個人得票の關係を名簿上の順位に従つて表示すれば次の如くである、

A.		B.		C.	
得票	得票	得票	得票	得票	得票
1. <i>Rémocrates</i> (當選)	6,891	1. <i>Socialiste</i> (當選)	7,164	1. <i>Radicant</i> (當選)	9,004
2. <i>Thamnoir</i> (當選)	6,794	2. <i>Nichollet</i> (當選)	6,884	2. <i>Rebant</i> (當選)	7,909
3. <i>de Rabours</i>	6,624	3. <i>Nicole</i>	5,393	3. <i>Peter</i>	4,393
4. <i>Mickeli</i>	6,431	4. <i>Morand</i>	5,004	4. <i>Stoessel</i>	3,231
5. <i>Steinmetz</i>	5,803	5. <i>Joray</i>	4,719	5. <i>Bercktem</i>	3,596
6. <i>Gampast</i>	5,608	6. <i>Pillimuel</i>	4,820	6. <i>Falkignat</i>	3,355
7. <i>Pictet</i>	5,402	7. <i>Hopmann</i>	4,446	7. <i>Delamant</i>	—
8. <i>W. Thautin</i>	5,339	8. <i>Toro</i>	3,927	8. —	—
9. <i>Chapuisat</i>	—	9. <i>Galloz</i>	—	—	—

此等の党派は前に示した議席分配の手續に依つて各、二個の議席



の配當を受けたのであった、此表に就て注意すべきは何れかの党派も其個人得票に可成り大なる差異があることであつて殊に社會党に於ては議員定數と同數の候補者の存在するに拘らず、最初の順位の候補者が最終順位の候補者の約二倍指名投票を得て居ることである、此は選挙人が名簿の變更をかなりに廣き範圍に行ひ、就中聚積投票を大に行つた事實を示すものと謂へる、但し順位には殆んど其影響なく單に社會党の第五と第六の地位が顛倒したのみである、尚人格主義を加味したる、特殊の制限として或る候補者の個人得票の數が當該名簿所屬の候補者の平均得票數の半數より少いときは其の候補者は當選人と決定せらるゝを得ないものとせられて居る、又若も同一人が數選挙區に於て當選人と決定したときは當選人に其の中の一を選擇することを要し、その選擇をなさないときは *Run-down* 抽籤を以て之を定める。

當選人及議員の補充

六、當選人及議員の補充

當選人又は議員に缺員を生じたときは其の屬して居た名簿に於ける次順位者を繰上げて之を補充する、當選人と決定せらるべき次順位者なきときは又はなきに至つたときは補缺選挙を行ふ、又當選人の數が當初より選挙すべき議員の數に達せざるときは補缺選挙を行ふ、補缺選挙に關しては、缺員となつた當選人又は議員の屬して居た名簿の署名人に限り名簿提出の権利を認めるのが通常であつて、其の署名人が権利を行使せざるときは一般に名簿の提出を認める、又候補者の得票數が法定の最低當選點に達せざる為め當選人と決定せらるゝを得ず、之が為當選人の數が選挙すべき議員の數に達せざるに依り行ふ補缺選挙に關しては名簿提出の權利に付き特に制限を設けず一般に名簿提出を認める、

以上に依つて一九一九年に行はれた總選挙に於て實際に比例代表法に依る選挙の行はれた十七選挙區に就き全体としての結果は次の如くであつて、大体に於

て比例的であるが、特に正確なる結果を得たとは謂へない、其の理由に付て  
 嘉口博士は次の如く述べて居る、即ち (一) ハーゲンバッハ・ビショップ法自身が端数  
 を全く無視する為に多数黨に有利なる傾向を有つ、(二) 比較的小なる選  
 挙區が多数の為に端数か無視せらるゝ、機會を一層多くし、不精確の度を増  
 す (三) 聯合名簿の制度、候補者の融合を許した為め投票の効果を曖昧  
 にしたことが其主たるものである。

一九一九年總選  
 挙の結果

党	得票人数	議席数	正確なる結果に比し得る数
Radicant	205,766	55	51
Socialistae	168,115	39	41
Rayans	113,377	29	25
Catholiques	160,760	39	40
Libérant	28,470	9	7
Démocrates	12,956	3	3
Gratimens	22,439	2	6
Evangeliques	6,062	1	1

丁 抹

六 丁 抹

丁抹に於ては一八五五年に於て當時の一院制の議會の議員選舉の一部に  
 比例代表法が採用せられ、國會議員の選舉に比例代表法が採用せられた  
 るは之を以て嚆矢とする、その後一八六三年及一八六六年の憲法改正に依  
 つて二院制の議會となった後に於ても上院の議員選舉に付ては——上院議  
 員の選舉は間接選舉に依つたものであつて、第二次選舉の部々に付て、比  
 例代表法が繼續された、更に一九一五年の憲法改正以後は第一次の選舉  
 並に第二次の選舉も共に比例代表法が採用せらるゝ事となつて今日に至  
 つた、下院議員選舉に付ては比例代表法は久しく行はれず、一九一五年の  
 憲法改正の際始めて行はれることとなり、其後一九二〇年四月十日の法律  
 に依つて重要な改正が行はれたものである、その著しい特徴を擧げると  
 左の諸點である。

一、小選挙区比例代表制の思想に立脚した特異な立候補届出区の制度を採って居ること

二、各党派間の當選率の均衡を確保する為に補充議席追加配當の制度を採って居ること

三、當選順位の決定に関して或る範圍に於て投票の移讓を認め名簿式比例代表法に或程度單記移讓式比例代表法の趣意を加味して居ること

選挙区構成 一、選挙区構成

全國は二十四區の選挙区に分たれ之に對して一一八の議席が配當せられる、其中 *majority* 選挙区のみは一人區であり、其他は定數二人乃至七人であつて、各選挙区は議員定數と同數の立候補届出區に分たれて居る、此の立候補届出區は一九二〇年の法律改正前の小選挙区時代に於ける選挙区の區域と大体に於て一致せしめて居る、各選挙

區に配當せられた一一八の議席の外に三一の補充議席が全國的に留保せられて居る、

候補者名簿の提出

二、議員候補者名簿の提出

候補者名簿は党派又は個人から提出するのであつて、名簿を提出し得べき党派は其の前の下院に於て議席を有しておたもの又は選挙前に少くとも一、〇〇〇人の選挙人の署名を以て内務大臣に届出を爲した党派に限られて居る、個人が名簿を提出する場合には二十五人以上の選挙人の賛成あることを要する

名簿の提出に際して各候補者が何れの立候補届出區を基礎として立候補するかを明示することが必要である、一の立候補届出區より立候補することを得べき候補者は同一党派内に於て必しも一人には限らな、又同一の候補者が同一選挙区内の數立候補届出區から立候補することも差支ない、各党派は名簿提出に際し必ずしも各候補者の名

簿上の順位を決定して届出ることを要しない、名簿上の順位を決定して届出ると否とは各党派の任意である、但し名簿上の順位を決定して届出した場合と照らざる場合とは當選人の決定方法に付大なる差異を生ずる。

投票 三、投票

投票用紙は立候補届出區毎に異なる内容を以て調製せられる、即ち立候補届出區毎に當該立候補届出區より立候補した候補者の氏名を各党派の名簿の先順位に且太字を以て表示する、此投票用紙の特なる形式は各選挙人に對して候補者の選擇に付一の示唆を與へることとなる、大選舉區制を認めながら一方に於て小選挙區制の利益を保たしめんとする獨特の考案がある、丁抹法が變形せられた小選挙區比例代表法であるとは是れ理由もこゝに在る、選挙人は一箇の指名投票を為すの權利を有する、即ち選挙人は

投票用紙に表示せられた多數の候補者の中、一人に對して何等かのしるしを施して投函する、此の場合當該立候補届出區より立候補した候補者を選択すべき法律上の拘束はないが、事實に於ては、投票用紙の特異なる形式の爲各選挙人は當該立候補届出區より立候補した候補者中より選擇することとなる、各候補者に對する指名投票は候補者の個人的得票になると同時に當該党派の党派的得票たるの效果をも有するのである、

議席の配當 四、議席の配當

立候補届出區は同時に開票區として用ひられ、従つて立候補届出區毎に開票が行われ、其結果は直に各選挙區選挙長に對して報告される、選挙會に於ては先づ其の選挙區に於ける各党派の得票数を計算する、此場合に於て各議員候補者に對する指名投票が其の候補者の属する党派の得票として計算せられる、各党派の

得票数が確定すれば之を基礎としてドント式に依つて議席を配當する、

五 當選人の決定

各党派に對する議席の配當が終つたらば各党派に付之に配當せられた議席の範囲内に於て當選人が決定せられる、當選人の決定方法は、党派が候補者の名簿上の順位を定め届出した場合と然らざる場合とに依つて異なるのである、

一、各党派が候補者の名簿上の順位を定めて届出なかつた場合は單純に各候補者の個人的得票の多少の順序に依つて當選人を決定する、

二、各党派が候補者の名簿上の順位を定めて届出した場合に於ては當選人の決定に付或範圍に於て投票の移讓を認める、即ち各党派の名簿毎にドループ式計算法に依つて當選點を算出し、この當選點に達す

る個人的得票ある候補者があれば先づ之を當選人とし、仍其党派に配當せられた議席の數に達する當選人を得られないときに於ては既に當選人と決定せられた者の餘剩投票を他の候補者に移讓し、又は最下位得票者を除外して其得票を他の候補者に移讓する、其の移讓の順位は各名簿の冒頭に太書せられた候補者を先順位者とし、其の他は名簿に記載せられた順位に依る、投票移讓によつて當選點に達する投票を得た者を其の都度其の者を當選人と決定して以下同一の手續を反覆する、

補充議席の配當  
六 補充議席の配當

各選舉區に於ける議席の配當が終つたらば、人為的な選舉區の區分に依つて生ずる各党派間の當選率の不均衡を矯正する為め全國的に三十一の補充議席が配當せられるのであつて、其の配當の手續としては各党派の得票數を全國的に集計し、此の各党派の全國的總

得票に對して各選舉區の定數として法律上與へられた一七の議席  
 — 以下の選舉區を除く — に三一の補充議席を加へたる合計一四八  
 の議席を比例的に配當する其の方法としては全国的に集計せられた  
 有效投票總數を一四八を以て除し、依つて得たる數を議席配當基  
 數とし、各黨派に對し其の全国的得票數を此の議席配當基數を  
 以て除して得たる商に相當する數の議席を配當するのである、此の手續に  
 依つて總ての議席を配當することを得ないときは端數投票の大なる黨  
 派より順次殘餘の議席を配當するのである、補充議席の配當に關し  
 ては少くとも一選舉區に於て一箇の議席を取得した黨派か又は首ヅ  
 ットランド地方又は島嶼地方 — 全國が此の三地方に分かれて居る —  
 の何れかに於て一定數の得票ある黨派かでないれば其の配當に參加する  
 ことを得ない制限がある

此の手續に依つて或る黨派に配當せられた議席の數が其の黨派に對し  
 既に各選舉區に於て配當せられた議席の總數を超過するときは其の差  
 に相當する數の議席を其の黨派に追加配當する、併し此の手續に依り  
 或る黨派に配當せられた議席の數が其の黨派に對し既に各選舉區に  
 於て配當せられた議席の總數に達せないと雖も別段其の黨派の  
 既得の議席數を減ずることを為さない、右黨派に追加配當せられた  
 議席を其の黨派の何れの候補者名簿に與へるかに付て相當複雑  
 な手續が定められて居るが之を省略する

以上の方法に依つて一九二〇年四月行はれた總選舉の結果は次の如く  
 であつて好成績を示してゐる。

黨派	得票	當選議員數	比例數
自由黨	三五〇、四〇七	四八	四八・六
社會黨	二九九、八九二	四二	四一・六
保守黨	二〇一、〇三一	二八	二七・七
急進黨	一一二、一四四	一七	一六・九
實業派	二九、二七九	四	四・〇

一九二〇年總選舉の結果

リ、比例代表法に關する主要なる立法例一覽表

一名簿式

國名	選舉區	投票	議席、配當	當選順位	缺員、補充
獨逸	三段組織、重複選區制	絕對拘束主義	自動式	名簿主義	次順位者繰上主義
奧地利	二段組織、重複選區制	絕對拘束主義	選區聯合—ドント式	名簿主義	次順位者繰上主義
白耳義		單純拘束主義	ドント式(名簿聯合、場合ハケンバツ、ハシヨフ式)	得票數主義	補充員補充主義
瑞西聯邦		パナシヤージュ	ハケンバツ、ハシヨフ式	得票數主義	次順位者繰上主義

二、單記移讓式

國名	當選標準數	投票移讓ノ方法
英本國	ドール	ヘリア・クラーク式
愛蘭自由國	ドール	グレゴリー式
タスマニア	ドール	ヘリア・クラーク式
南阿聯邦	ハ	グレゴリー式

三、比例代表と政黨の消長

イ、小党分立に就て

歐洲大戰後世界の各國に於て革新的氣運が漲つて政治經濟上に合理化が叫ばれ、一方議會主義が強調され「投票の議會の反映の教學的合理化」を期して、少数意見の保護死票並刺票の發生せしめ、趣旨の下に、種々の比例代表制が歐洲の國々に採用された、戦前に於ては、その実施せられてゐたのは主として小國——僅かの小國に過ぎなかつたが、戦後に於ては独逸、佛蘭西、伊太利、諸大國を始めその他新興國に於ては相次いで実施せられて、比例代表制は世界の大部分でもやうに見えた。

然しなから、この比例代表法に對しては幾多の批難が加へられた、その

批難の強いもの、一つとして比例代表制は小党分立に導き、その結果として、政局の不安定を招来し、政党政治の運用を素の危険があると言ふのであつた、又或學者は小党分立となり政権が不確定となることばやがて独裁政治發生の素因を作ると一分子となるものであつたと説いた。

これに對する反對論も諸方面に現はれて、一九一〇年の英國選挙法調査委員會報告に於ては、白耳義を始めて名簿式比例代表法を採用したときは予期に反して幾多小党が消滅したと報告し、又フィッシャー、ウィリアムは、ベルギーの経験した所は、この批難に反して、三大政党即カトリック党、自由党、及社會党は比例制度の下に於て崩壊するよりも、寧ろ優勢になつたやうである、尤もベルギーの比例代表制度は名簿式單記投票法であつたことも注意せねばならぬが、尚單記移讓式を採用したタスマニアの経験も、等しく小党分立を支持するものではない、タスマニアに於ては、オーストリアの他の總ての地方に於ける如く、政治家は労働党又は反労働党の何れかに属し、如何なる選挙制

フィッシャー  
ウィリアムの意  
見

度を採用するも之等二つの主なる分派に存続する。

又スエーデン、フィンランド、スイスの比例代表を採用してある州に就て見ると比例代表採用の結果、現在の政党制度の破壊せられたと云ふ証拠はない。

(J Fisher Williams, *The Reform of Political Representation*)

ヘドラムとモレイ  
と説き、又アグネス、ヘドラム、モレイは

政党の増加に對して選挙制度のみが唯一の原因をなしてゐるとは言はれない、原因の一口疑もなく次の如き事實が存在するのである、即例へ職能代表制度がそれとして採用されなかつたとは言へ、一切の大陸の民主政治に於ては、一般的政治上の見解を代表するに非ずして、一定階級の而して又一定職業の特殊利益を代表する政党を組織しやうとする傾向の益々増大して行くことにあるのである。

(Agnes Headlam-Morley, *The New Democratic Constitution*)



of (see paper)

水野博士  
の意見

と述べ、水野練太郎博士は大政党対立と小党分立に付て左の如く述べて  
比例代表に對する意見を發表してゐる。

大政党対立可か、小党分立非かの問題は政治家、学者の間に議論の  
岐る所であつて、各利害の存する所なるが、大政党対立、相互  
交代して政局に當るの習慣あるときは、政権の授受は圓滿に行はれ  
内閣は永續し、鞏固なる政策を行ひ得る、政党政治を行ふには  
大政党対立を可なりと言はなければならぬ。

小党分立の場合には一党派を以て内閣を組織するを得ないで、教政党  
の提携に依つて聯立内閣を組織するの外はない、然るに聯立内閣では  
其政策は絶へた動搖して彌縫苟合一時を糊塗するを常とし、政局  
の安定を欲ざ、政党の離合に因り内閣は直ちに崩壊する、之は單  
に理論上に止まらず、佛、獨、白其他の歐洲大陸諸邦の定例が之を証明

してある、内閣の更迭の頻繁なることは政局の安定と政策の確立を期し  
得る所以でない、内閣の永續に於て内政外交に關する鞏固なる政策を  
樹立し且之を実行することの國家の爲必要なることは言ふまでもない、余  
は此事情に顧み、立憲政治の運用上小党分立を不可とし、大政党  
対立を可とするものである。

世間には大政党対立を非なりとし、小党分立を賛する論者もなかり  
けがないが、此論者は大政党対立し、一政党が議會に多数を占むれば  
其政党は何事も意の如く振舞ひ、所謂大政党横暴の弊に陥るの下  
ある、之に及して、小党分立すれば、互に相掣射監視する爲め、横  
暴政治を行ふことなく従つて政界の腐敗を防止することが出来るると主  
張する、是れ亦一理なきに非ずであるが、小党分立の弊害としては前  
述の如くであつて或は一党がギヤステイキング、ポットを握ることとなり、其一党の  
向背如何によつて政局が支配さるることなる、僅かに十人二十人に過ぎない少

教を以てして全体の政局を左右し得る奇現象を呈し、結局少数者の政治と言ふこととなる。故に英國の學者は之を「少数者の捕虜」と称して、少数者の為の凡ての問題が支配され、多数者が却つて僅かの少数者の為

に籠弄せしめ、の状態を形容してある。是等の理由によつて余は小党分立を不可とし、大政党對立の必要を確信する。(中略)

比例代表制を行ふときは小党分立となるは教の免れざる所である。而して小党分立が立憲政治の運用上困難なることは前に述べた通りである。英國政治家が比例代表制の理論上正當なることを認めざるは、その採用に躊躇するは之が為であり、最も早く比例代表制度を採用した白耳義に於てすら近時此制度の議會政治の實際に適せざるを悟り、選挙法に改正を加へんとするの議が起りつゝあることを聞くのである。

又ハンフレイ氏の意見に對して比例代表の缺陷と題する論文が各所に現はれ來つた。

我國に於ても比例代表制を賛する論者も少くないが、之が実行に就ては深き研究を要すること、思ふ。

(水野鍊太郎博士 歐米政界の新潮流)

(比例代表法批難に付ては、第五輯参照)

小党の分立に付て「各國の政党」の筆者は、歐米各國を便宜上四ヶの系統に分類して、即ちアングロサクソン系諸國、ゲルマン系諸國、ラテン系諸國、東北歐及亞細亞諸國とし、各々其の系統の國々の政党には多少の差異はありとするも、大体に於て共通の特異性があるとして、

- 一、アングロ、サクソン系 二、大政党主義
- 一、ゲルマン系 小党分立
- 一、ラテン系

アングロ、サクソン系より小党分立なるも、ゲルマン系に比せば少し

等を擧げて、政党の消長を民族的に觀て之の通り述べてある。

一、アングロ、サクソン系

北米合衆國、英本國、英帝國海外自治領（愛蘭、南阿弗利加、加奈陀、濠太利）印度及埃及國を假に一團としてアングロ、サクソン系諸國となす、是れ其の政党が假令其の由來及發達の状況等に於て相互に幾分の差異ありとするも、大体に於て所謂二大政党主義を特徴とする点に於て相一致する處あるを以てなり、即ち此等の諸國に於ては假令第三党乃至第四党ありとするも、其勢力微弱々として振れざるを原則とし、少なくとも到底舊來の二大政党に拮抗して之と覇を上下する盛容なり。

一、正系、アングロサクソン諸國

（英、米、加）

二大政党主義

一、アングロ、サクソン系諸國の政党

二、傍系、アングロサクソン諸國

（愛、濠、南阿、印、埃）

アングロ、サクソンの影響に基く二大政党主義

二、ゲルマン系諸國

奥大利、和蘭、瑞典、瑞西、チエコ、スロバキア、丁株、獨逸、諾威を一團として便宜之をゲルマン系諸國となす、蓋し此等國民の構成分子が主としてゲルマン民族なるが爲に、其の政党成立つ状況亦極めて相類似する所あるを以てなり。

凡て此等諸國の政党が先づアングロ、サクソン系諸國の政党と異なる点少からずと雖も最も著しき莫は後者が二大政党制を以て原則とするに反して、前者が小党分立割據の狀態なること是なり、換言せばアングロ、サクソン系諸國にあつては政權は二大政党の間に授受せらるるを常とし、政治を行ふものは概ね議會に於て多数を占むる一政党の單獨内閣なり、之に反してゲルマン系諸國にありては、議會に於て多数を制し得る政党なく、従つて比較的優勢なる政党と雖も、他党の援助なくしては自党の政

策遂行は殆ど不可能なる關係上自然政治は教個の政党、妥協に基く聯立内閣によりて總に行はる、有様なり、而して政府は其の成立の事情右の如くなるを以て自然之を支持する幾多政党の希望を萬遍なく満足せしむる必要上勢ひ自党の政策を漸行し得ず、結局右せば、左せば、煮へ切らざる所謂是々非々主義を以て一時を糊塗するの頃あり、又内閣は本来融和し難き幾多政党の一般的妥協に依つて組織せらる、を常とするが故に若し各政党の利害が一致せざるに至る時は妥協は直ちに破れ、協力は従つて消ゆ、聯立内閣は一朝にして瓦解するの外なきに至る、是れアングロサクソン系諸國の内閣が先づく強硬なる政策を実行し且比較的永續するに及び、ゲルマン系諸國の政党が平凡なる政策に終始し且つ内閣が比較的短命なる所以なり。

(中略)

ラテン系諸國に於ては宗教的政党は稀なるに及び、ゲルマン系諸國には同種の宗教を信奉するものをも以て組織する政党多く且つ其傳統的基礎甚だ鞏固なること其の一なり、此等は各々其の信奉する宗教の傳統的理想の實現を目圖し、一政界のみならず更に一般社会にも相當の重きをなす、あるは人の知る所なり。

ラテン系諸國に於ては一地方又は一民族の利益擁護を目的とする政党に及び、ゲルマン系諸國に於ては、一面國家的統一尙不十分ならず、他面小教民族介在する為假令同一國家内に在るも民族又は地方によりて各々其の利益關係を異にする、少くからざるに其の二なり、茲に即ち一地方又は一民族の利益擁護を目的とする政党の發達を見らるに至る。

一、ゲルマン系諸國政黨の特性

- 一、アングロ、サクソン系諸國の政黨との差異
- 二、ラテン系諸國の政黨との差異
- 一、少党分立
- 二、聯立内閣多く、内閣壽命比較的短く、又多政黨を一律に満足せしむる必要上内閣の政策は平凡となる傾向あり
- 三、其政綱とする政策は一般に抽象的にて、且一般的なり
- 一、宗教的政黨の存在
- 二、一地方又は一民族、利益擁護を目的とする特殊政黨の存在

三、ラテン系諸國

亞爾然丁、伊太利、西班牙、佛蘭西、白耳義、ボリビア、智利、秘露、メキシコ、ルーマニアを一團として便宜ラテン系諸國となす。是れ其の國民的構成成分が大体ラテン人種に屬し、從て此等諸國の政黨が極めて相共通する所あるを以てなり。其の特徵の最も顯著なるものは、此等諸國の政黨が主義又は政策に基き集合せる團體と言はんより寧ろ人を中心として集合せる團體たることなり（中略）

ラテン系諸國に於ては、大小無數の政治家が少數の傑出せる大人物の傘下に集合團結し茲に所謂政黨を生ぜり。從て各政黨は夫々名稱を異にするに拘けりず。其の政綱、主張は概は大同小異にして何れも漫然國民全般の利益擁護を標榜する場合多し、之をゲルマン系諸國の政黨が一宗教又は一地方乃至一民族の利益擁護を主張し、その旗幟の極めて鮮明なるに比

せば、大に其の趣を異にす。斯の如く政党の由来に人的分子濃厚なるを以て、政党がその成立の楔子たる中心人物と其の運命と共にすること稀ならず、是れラテン系諸國政党の又顯著なる一特徴なり、斯の如く、元来主義政綱により成立するに非ずして人物を中心とするものなるを以て、假令アングロサクソン系諸國に比し小党分立の觀を呈するも、之をゲルマン系諸國に比せば政党大体に於て少きを常とす、是れ一面主義又は理想なるもの極めて多岐に亘り、從て之を政党分立の骨子とするときは政党教甚だ多岐となるにス、他面政党創立に參與する程度、傑出せる人物多からず、從て政党が人により組織せらるゝときは其教自然多からざるに至るを以てなり。

又政党成立の由来が一中心人物に對する好悪なる關係上、政党員の集合離散は孰も感情的なること亦ラテン系諸國政党の一特徴なり

前述の特殊性を要約すれば左の如し

一、ラテン系諸國の政党特殊性

亞爾然下、伊太利、西班牙、佛蘭西、白耳義、魯利比亞、智利、秘露、墨西哥、羅馬尼亞

- 一、政党は主義政策に基き集團と云はんより、寧ろ人を中心として集れる團體なり
- 二、政綱は普遍的にして各政党間大なる差なく、又政党は中心人物と其の盛衰と共にする傾向あり
- 三、アングロサクソン系諸國に比せば小党分立の觀あり、ゲルマン系諸國に比せば政党教少なり
- 四、アングロサクソン系諸國及ゲルマン系諸國政党の成立を客觀的、理論的とせばラテン系諸國政党の成立は主觀的、感性的なり

四、東北歐及亞細亞諸國

エストニア、希臘、土耳其、芬蘭、勃牙利、波蘭、ベルシヤ、ラトヴィア、リシアニア國及露西亞を一團として東北歐及亞細亞諸國となす、

政党の特異性

- 一、一般に政党政治の發達遅れ、從て立憲政治の運行圓滑ならず、クーデタ、革命、独裁政治、寡頭政治等屢々行ける、
- 二、政党は主義又理想の差異に依り成立するものより寧ろ、人物を中心として、集合せる團體なり、從て政党としての團結力比較的薄弱なるを免れず、

(外務省歐米局編纂)

各國の政党)

以上の如くゲルマン系諸國に於ける小党の分立の原因は、同一宗教を信奉する

者を以て組織する政党と小教民族を以て組織する特殊政党の存立によるものであると説いてゐる。

之を白耳義其他諸國に於ける比例代表実施前と実施後の实例に徴して見るに尤の通りであつて、比例代表制の採用によつて或國は政党の数を増し又或國は反對に之を減じてゐるのであるが、大体に於て比例代表の實施は何れの國に於ても政党の動きに對して大きな影響を與へてゐない、現在多くの國の政党が分裂してゐるその重なる原因は、勿論比例代表制度もその一因とはなすけれども、主たる原因としてはその國々の國情によるものであり又普通選挙による選挙権の擴張の結果であり、又教育の普及によつて國民の政治的理解が発達したことに基くものである、又政治の複雑になつた結果にあることは見逃すことは出来ない。

比例代表実施國に於ける政黨の消長は左の通りであるが、資料の乏しき關係上比例代表實施の直前と直後の政黨の動きの明瞭を缺いてゐる國もあるが、大体は窺知することが出来ると思ふ。

政黨消長

白耳義

口 政黨の消長

a. 白耳義 一八九九年比例代表實施

政黨名	一八九三年	一九四一—一九九年	一九九一—一九二一年	一九二一—一九二五年	一九二五年
カトリック黨	一〇四	一〇一	七三	八〇	七八
自由黨	二〇	四四	三四	三三	二三
社會黨	二九	三九	七〇	六八	七八
基督教社會黨	—	二	—	—	—
共產黨	—	—	—	—	—
分離黨	—	—	五	四	六

芬蘭

乙、芬蘭 一九〇六年比例代表實施

政黨名	一九〇七年	一九一七年	一九一八年	一九二七年	一九三〇年
瑞典黨	二五	—	二二	二三	二一
老芬蘭黨	五〇	—	二八	—	—
青年芬蘭黨	二六	二四	二六	三八 八統一党 一九八年合併	四三
其他	—	—	—	—	—
基督教民主黨	—	—	—	—	—
戰士黨	—	—	—	—	—
中産黨	—	—	—	—	—
國民黨	—	—	—	—	—



瑞典

瑞典

一九〇九年比例代表實施

政黨名	比例代表實施前	一九二二年	一九二四年	一九二七年	一九三〇年	一九三二年
國民黨	一七	四	四二	一	一三八	一
社會民主黨	八〇	一六〇	八〇	六〇	六〇	六六
農民勞動黨	二	一	二	四四	四四	五九
共產黨	一	一	一	一八	一七	〇
進步黨	一	一	一	一	一	一
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

政黨名	比例代表實施前	一九二二年	一九二四年	一九二七年	一九三〇年	一九三二年
政黨	一	一	一	一	一	一
保守黨	一	一	一	一	一	一
自由黨	一	一	一	一	一	一
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

政黨名	比例代表實施前	一九二二年	一九二四年	一九二七年	一九三〇年	一九三二年
社會民主勞動黨	〃	六四	八七	八六	七五	九三
農業黨	〃	一	一	一	一	一
國民進步黨	〃	一	一	一	一	一
溫和黨	〃	一	一	一	一	一
農民黨	一	一	一	一	一	一
左傾社會黨	一	一	一	一	一	一
共產黨	一	一	一	一	一	一
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

政黨名	一九一三年	一九一八年	一九二五年
加特力教黨	二六	三〇	三〇
反革命黨	二〇	一三	一三
歷史派基督教黨	一三	七	一
統一自由黨	二一	六	一
自由民主黨	九	五	七
獨立自由黨	四	四	一
社會民主黨	七	一	一
和蘭共產黨	一	一	一
改革黨	一	一	一
農民黨	一	一	一
和蘭社會民主勞動黨	一	二六	二四
基督教民主黨	一	一	一

和蘭

c. 和蘭

一九一七年比例代表實施

政黨名	一九一三年	一九一五年	一九二一年	一九二六年
保守黨	七	二八	二七	二八
左黨	四四	四五	五二	四五
急進黨	三一	二〇	一八	二〇
社會黨	三二	五五	四八	五五
スレソウィク黨	一	一	一	一
共產黨	一	一	一	一
實業黨	一	一	三	一
計	一一四	一四九	一四九	一四九

丁棟

d. 丁棟

一九一五年比例代表實施

一四〇

政黨名	一九二二年	一九二五年
急進民主黨	五九	六〇
加特力教的保守黨	四四	四二
社會黨	四三	四九
農民及ブルジョア黨	三五	三〇
自由民主黨	一〇	八
社會政策黨	三	三
共產黨	二	三
無所屬	二	三
計	一九八	一九八

比例代表實施前不明

一四三

大瑞西

一九一八年比例代表實施

政黨名	一九一八年	一九二五年
基督教社會黨	1	1
社會黨	1	1
中產階級黨	1	1
中立黨	1	1
經濟同盟會	1	2
加特力國民黨	1	1
政治革新黨	1	1
聯合自由黨	1	1
計	100	99

(獨立自由黨、統一自由黨、經濟同盟會、合同せるもの)

一四二

獨逸

9

獨逸

一九一八年比例代表實施

一四四

政黨名	一九一二年 (革命前)	一九一九年一月十九日 の憲法制定國民 會議選舉	一九二〇年六月六日 の國民會議選舉及一九 二三年の追加選舉	一九二四年五月四日 の第三次國會選舉	一九二四年十二月七日 の第三次國會選舉
政 黨 名					
獨逸保守黨	四二				
帝國黨	一四				
經濟聯合	一〇				
a. ブラウンシュワイグ ハーヴァー党 b. 基督社會政 策党 c. 獨逸社會政 策党					
獨逸改良黨	三				
中 央 黨	九三	九一		六五	六九
國民自由黨	四六		六四		
進步國民黨	四五				
社會民主黨	一一〇				

政黨名	一九一二年 (革命前)	一九一九年一月十九日 の憲法制定國民 會議選舉	一九二〇年六月六日 の國民會議選舉及一九 二三年の追加選舉	一九二四年五月四日 の第三次國會選舉	一九二四年十二月七日 の第三次國會選舉
獨逸ハーフ党	五			一〇五	一一一
波 蘭 党	一八				
アルカス党	七				
丁 抹 党	一				
無 所 属	六				
欠	二				
國 權 党 (註二)		四四	七一	三二	一四
國 民 党 (註三)		一九	六五	四五	五一
巴 威 國 民 党 (註三)		一	二一	一六	一九
民 主 党 (註四)		七五	三九	二八	三二
巴 威 農 民 同 盟		四	四		
中 産 階 級 經 濟 党 合 併 済 註		一	一	一五	二一

一四五

計	其 の 他	独 逸 ゲ ア ル 党	共 産 党	獨 逸 社 會 党	社 會 民 主 党	ソ ヴ エ ト 党
三九七						
四二一	二	一	一	二二	一六三	一
四五九	一	一	四	八四	一〇二	五
四七二	一	四	六二	一	一〇〇	
四九三	一	一	四五	一	一三一	

一四六

註一、

國權党は一九一八年十二月四日即ち革命後間もなく國粹的基督教的政策を主張せる政党相集つて組織したるもので、獨逸保守党、帝國党、經濟聯合、獨逸改良党等を中心とし、之に基督教的反猶太主義者、國民自由党の一部及中間の小党、中央党、進歩國民党に属したる小教の者参加した。

註二、

國民党は一九一八年十月九日國民自由党の一部のものにて組織せられた。

註三、

中央党内に戰前より民主的傾向擡頭して、漸次勢力を増して從來の國粹的反動的色彩稀薄となつた為之に満足せざる巴威、旧教徒は一九一八年別に巴威國民党を組織した。

一四七

註四

一九二八年十一月十五日民主党創立の宣言發表せられた、進歩国民党と  
 國民自由党の左派集まって民主党を組織した。

佛蘭西

左佛蘭西

一九一九年比例代表實施  
 一九二七年廢止

政党名	一九一九年	一九二四年
保守派	二九	二〇
左方共和派	一三九	一三〇
急進派	八六	一三九
社會主義的共和派	二六	三六
社會黨	五三	一〇二
共和協同黨	一八三	一七
共產黨	一五	二九
無所属	二一	一一

洪牙利

一九一九年比例代表實施

一九二六年

政黨名	一九二二年(一院制)	一九二六年(下院)
基督小地主、農民及市民黨	一四四	一七一
フガール派	一四	一
無所属	二三	一
アンドラシ黨	一二	一
ハラー派	一三	一
ラツセー黨	八	一
民主黨	四	一〇
四十八年獨立黨	二	一
四十八年労働黨	一	一
社會民主黨	二五	一四
基督社會經濟黨		三四

國民獨立黨  
農民黨

三 二

奧太利 一九二〇年比例代表實施

政黨名	一九二二年(戰前)	一九一九年(革命後)	一九二〇年	一九二三年	一九二七年
基督教社會黨	六九	六九	八五	八二	七三
社會民主黨	三三	七二	六九	六八	七一
大獨逸黨	一九	二六	二八	一〇	一二
農民黨	一	一	一	五	九
市民主黨	一三	一	一	一	一
其他	三	二	一	一	一
計	一三五	一七〇	一八三	一六五	一六五

諾威 一九二〇年比例代表實施

政黨名	一九二二年	一九一五年	一九一八年	一九二一年	一九二四年
右黨	二四	二一	四九	四一	四三
自由主義左黨	一	一	一	一六	一
農民黨	一	一	一	一七	二二
左黨	七六	七四	五二	三七	三四
急進國民黨	一	六	四	二	二
社會民主勞動黨	一	一	一	八	八
諾威勞動黨	二	九	八	二九	二四
共產黨	一	一	一	一	六
計	一二三	一二三	一二六	一五〇	一五〇

一五三





一九二一年比例代表實施  
一五六

政黨名	一九二二年	一九二八年
國民民主聯合	一〇一	一二二
國民基督教黨	一九	一六
共和基督教黨	四〇	一五
民主加特力教黨	五	三七
農民黨 ビアスト	五三	二一
労働俱樂部	六	五
農民議員俱樂部	二七	
農民黨 ウイグウオレーニエ	二八	
國民労働黨	一八	一四
波蘭社會黨	四一	六五
急進農民黨	四	六九

独立農民黨  
白ルセニヤ  
農民労働俱樂部  
共産黨  
猶太黨  
独立俱樂部  
ウクライナ俱樂部  
ウクライナ  
農民俱樂部  
白ルセニア俱樂部  
無所屬

計	七	七
	五	七
	六	
	三四	六
	一七	
	一五	
	五	
	五	
	八	
計		四九
		一八
		六七
		六
		四九
		一五七

少數民族

白

白

伊太利

伊太利

一九一九年比例代表實施  
一九二四年廢止

政黨名	一九二二年
農民黨	二三
共產黨	一三
民主黨	四二
伊太利民主黨	三六
自由民主黨	二四
社會民主黨	四一
フランス工黨	三一
無所屬	三二
國民黨	一一
國民自由黨	二一
ポロラレ黨 (加時カ教完後身)	一〇六

計

三八〇

一五九

四、比例代表法實施國の憲法

比例代表を實施せる歐洲諸國の憲法は尤の通りである。

(抜萃)

イ、諾威國憲法 (一八一四年二月四日)

諾威國憲法ハ制定後數次ノ改正ヲ經タリ。殊ニ一九〇五年二月十八日ノ改正ニ於テハ瑞典トノ聯合ニ關スル條項ヲ總テ廢止シタリ。

ハ公民タルノ資格及立法權

第四九條 人民ハ國會ニヨリテ立法權ヲ行フ。國會ハ上院及

下院、兩院ヲ以テ成ル

第五〇條 凡テ王國ニ在スル諾威公民ニシテ年齢ニ十五歳ニ達シ且五ヶ年間此ノ國ニ在スル者ハ選舉權ヲ有ス

第五四條 選舉會ハ三年毎ニ之ヲ行フ 後略

第五五條 選舉會ハ法律ノ定ムル方式ヲ以テ行フ 選舉權ニ關スル爭議ハ選舉管理人ニ於テ之ヲ裁決ス 選舉管理人、決定ニ付テハ國會ニ控訴スルコトヲ得

第六一條 何人ト雖モ三十歳ニ達シ十ヶ年間王國ニ居住シ且ソノ選出セラルヘキ選舉區ニ於テ選舉權者タル者ニ非サレハ代議士ニ選ハル、ゴトヲ得ス

然レトモ總テ國務大臣タリシ者若クハ參議院議員タリシ者ハ云云 後略

第七三條 國會ハ上院ヲ構成スル為ニ國會議員、四ノ、一ヲ選拔ス 爾餘ハ四分、三ハ下院ヲ組織ス 後略

口 白耳義國憲法（一八三一年二月七日）

第三款 權力

第一章 議院

第一節 代議院

第四七條 代議院議員ハ二十一歳ニ達シ少クトモ六箇月間同一市町村内ニ住所ヲ有シ且法律ニ依リ除外セラレタル者ニ非サル白耳義公民ニ於テ直接ニ之ヲ選舉ス（一九一一年修正）  
各選舉人ハ單ニ一票ヲ有スルノミトス  
同一ノ條件、下ニ投票權ハ法律ヲ以テ女子ニモ之ヲ及スコトヲ得此法律ハ少クトモ三分ノ二ノ多数決ヲ經ルゴトヲ要ス

「經過規定」 本條ニ規定シタル條件ヲ具備シ且千九百十九年五月九日ノ法律第二條ニ列擧シタル範疇ノ一ニ屬スル女子ハ憲法第四十七條ニ掲ケル公民ト同様ニ選舉權ヲ與ヘラルルモノトス（一九一一年修正）

註 一九一一年ノ修正前ハ複數投票制ナリシモ該修正ヲ以テ平等普通選舉トナシタルモノナリ

第四八條 選舉會ノ規則ハ法律ヲ以テ各州毎ニ之ヲ定ム

選舉ハ法律ヲ以テ定メタル比例代表ノ制度ニ從ヒ之ヲ行フ  
投票ハ之ヲ義務「且秘密」トス投票ハ市町村ニ於テ之ヲ行フ  
但法律ヲ以テ特例ヲ定メタルモノハ此ノ限リニ在ラス（一八九三年修正、括弧内ハ一九一一年修正）

註 一八九九年一月二十九日ノ法律ヲ以テ比例代表ノ制度ヲ採  
用

第四九條 議員ノ數ハ人口ニ應シ選舉法ヲ以テ之ヲ定ム此ノ數ハ人口四萬人ニ付一人ノ割合ヲ超過スヘカラス投票人ノ資格要件及選舉ノ手續ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五〇條 選舉セラル、序ニハ九ノ要件ヲ必要トス

- 一 生來ノ白耳義公民タルカ又ハ大歸化ヲ得タル者タルコト
  - 二 私法上又ハ政治上ノ權利ヲ享有スル者ナルコト
  - 三 二十五歳ニ達シタル者ナルコト
  - 四 白耳義ノ住民タルコト
- 右以外ノ要件ハ之ヲ必要トセス

### 第二節 元老院

第五三條 元老院ハ九ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス

註 本條ハ一九一一年ノ修正ヲ以テ全然改正セラレタルモノナリ、  
レ内

ハ本條正ヲ以テ削除セラレ、第三號以下ハ新ニ追加セラレタルモノトス

一 第四十七條ニ從ヒ各州ノ人口ニ應シテ選舉セラレタルモノ、  
但其ノ選舉權者ハ三十歳ニ達シタル者ナルコトヲ要ス、  
第四十八條ノ規定ハ此元老院議員ノ選舉ニ之ヲ準用ス

二 住民二十萬人ニ付一名ノ割合ヲ以テ州議會ニ依リ選舉セラレタル者二十萬ヲ超ユルコト少クトモ十二萬五千以上ナルトキハ州ハ尚ホ一名ノ元老院議員ヲ送出スルコトヲ得、  
但シ各州議會ハ少クトモ三名ノ元老院議員ヲ送出スルモノトス

三 元老院ニ依リ選舉セラレタル者、  
但シ州議會ニ依リテ選舉セラレタル元老院議員ノ半数トス、  
若シ該議員數奇數ナルトキハ之ニ一名ヲ加ヘタルモノ、  
半数トス

此ノ議員ハ本條第一項及第二項ノ適用ニ依リテ選舉セラレタル

元老院議員之ヲ選舉スルモノトス

第二項及第三項ノ適用ニ依リテ選舉セラル、元老院議員ノ選舉ハ法律ヲ以テ定ムル比例代表ノ制度ニ從ヒ之ヲ行フモノトス

「経過規定」

憲法第四十七條ニ掲ケタル公民ト同様ニ代議

院ノ選舉權ヲ與ヘラレタル女子ハ第五十三條第一項ニ掲ケタル元老院議員ノ選舉ニ參與スルゴトモ亦之ヲ許サル、モノトス

第五六條

元老院議員ニ送ハル、爲ニハ九ノ要件ヲ必要トス

- 一、生來ノ白耳義公民タルカ又ハ大歸化ヲ得タル者ナルゴト
- 二、私法上及政治上ノ權利ヲ享有スル者タルゴト
- 三、白耳義ノ住民タルゴト
- 四、年齢四十歳以上ノ者タルゴト

第五六條 A

註 第五十三條第一項ノ適用ニ依リ元老院議員ニ選

舉セラルゴトヲ得ル爲ニハ更ニ九ノ範疇ノ一ニ屬スルゴトヲ要ス

註 第五六條 A、第五六條 B、第五六條 C ハ一八九三年及一九二一年

ノ修正ニ於テ追加セルモノナリ

第一號乃至第二十一號 略

法律ヲ以テ被選資格ノ新範疇ヲ設クルゴトヲ得此法律ハ三ノニ以上ノ投票ヲ得タルモノナルゴトヲ要ス

「経過規定」 略ス

第五六條 B

略ス

第五六條 C

略ス



八、伊太利國憲法（一八四八年三月四日）

衆議院

第三九條 民選議員ハ法律ニ從ヒテ選舉團體ニ依リ送出セラレタル代議士ヲ以テ組織ス

註 一九一九年八月一五日ノ改正選舉法ハ比例代表制度ヲ採用シタリ

第四〇條 國王ノ臣民ニシテ、荷三十歳ニ達シ凡テノ私權及政權ヲ享有シ且法律ノ要求スル其他ノ資格ヲ有スルモノニ非サレハ代議士トナルコトヲ得ス

二、丁林國憲法（一八四九年六月五日發布）

註 現行丁林國憲法ハ一九二〇年九月一〇日一部修正セラレタル一九一五年六月五日ノ新憲法ナリ、但シ新憲法ハ大体ニ於テ一八四九年六月五日ノ憲法ト一致ス（一九三三年政治家年鑑）

第四（國會ノ構成）

第二九條 國會ハ下院及上院ヨリ成ル

第三〇條 凡テ好評アル男子タル公民ニシテ、荷三十歳ニ達シタル者

ハ下院議員ノ選舉權ヲ有ス、但九ニ攝クル者ハ之ヲ除ク（本條ハ新憲法ニ於テ改正セラレタリ）

一、自設ノ家ナク人ノ奴僕タル者

二、公ノ慈惠院ヨリ救助金ヲ受クル者若クハ受ケタル者ニシテ該救

助金ヲ償還セス若クハ返還セサル者

三 自己ノ財産ノ管理權ヲ有セサル者

四 選舉ノ當時滞在スル選舉區若クハ市ニ於テ一ケ年間住所ヲ有セサル者

註 修正憲法ニ於テハ總テ二十歳以上ニシテ一定ノ住所ヲ有スル男女ノ公民ハ下院ノ選舉權及被選舉權ヲ有スルモノトス

第三一條 前條第一號、第二號及第三號ニ掲ケタル者ヲ除ク、外凡テ公民タル男子ニシテ二十歳ニ達シタル者ハ下院ニ選舉セララル、コトヲ得

第三二條 下院議員ノ數ハ住民一萬六千人ニ付一名ノ割合トス選舉區ハ選舉區ニ於テ之ヲ行ヒ選舉區ノ區分及選舉ノ方法ハ選舉法ヲ以テ定ム  
各區ハ自ら候補者トシテ立テル者ノ中ヨリ一名ヲ選舉ス

註 下院ハ現在百四十九名、議員ヲ以テ成立ス。内百十七名ハ二十三ノ選舉區ニ於テ比例代表ノ方法ニ依リ之ヲ選出ス。三十一名ハ各党派間ニ均等ニ代表ヲ得セシムル爲ニ選舉區ノ選舉ニテ充テル代表ヲ得サリシ党派間ニ分配ス一名ハ單純多數ノ投票ニヨリ「ファロース」島ヨリ選出ス

第三三條 下院議員ハ三ケ年ノ任期ヲ以テ之ヲ選舉ス下院議員ハ日給ヲ受ク其ノ額ハ選舉法ヲ以テ定ム

註 新憲法ハ三ケ年ヲ四ケ年ト修正シタリ

第三四條 上院ハ六十六名ノ議員ヲ以テ成ル。十二名ハ國王之ヲ任命シ七名ハ「ゴッペンハーゲン」ニ於テ、四十五名ハ都市及郡部ヲ包含スル大選舉ニ於テ、一名ハ「ボルンホルム」ニ於テ、一名ハ「ファロエ」島ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス（本條及第三六條、第三七條ハ新憲法ヲ以テ改正セラレタリ）

註 新憲法ニ於テハ上院ハ三十五歳以上ノ上院選舉人ニ依リ間接ニ選舉セ

ラル 即チ各上院選舉區ニ於テ人口ニ比例スル數ノ選舉人ニヨリ、比  
例選舉ノ方法ニ從ヒテ選舉セラル。全國ヲ六上院選舉區ニ區分  
シ此等ノ選舉區ニ於テ右選舉人八十名乃至十二名ノ議員ヲ選出ス  
此方法ニテ五十六名ノ上院議員ヲ選出ス。尚一名ハ「フアロエ」島ニテ  
更ニ十九名ノ議員ハ比例代表ノ方法ニヨリ前上院之ヲ選出ス

第四〇條 上院議員ノ選舉ハ比例代表ノ原則ニ從ヒテ之ヲ行フ。該  
選舉ニ關スル詳細ノ規定ハ選舉法ヲ以テ之ヲ定ム

木、瑞西聯邦憲法（一八七四年五月ニ九日）

第二章

第一 聯邦議會

第七一條 聯邦ノ最高權力ハ人民及各州ノ權利（第八十九條及第  
百二十一條）ノ留保ノ下ニ聯邦議會之ヲ行フ。聯邦議會ハ九ノ二部  
即チ二個ノ議院ヲ以テ之ヲ構成ス

イ、國民議會

ロ、列邦議會

イ、國民議會

第七二條 國民議會ハ人口ニ萬人毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選舉  
セラレタル瑞西人民ノ代表者ヲ以テ成ル。一萬人以上ノ端數ハ之ヲ

二萬人トシテ計算ス

各州ハ少クトモ一名ノ代表者ヲ選出スルモノトス。各州ニ於ケル半州亦同シ

第七三條 國民議會ノ選舉ハ直接選舉トス。選舉ハ聯邦ノ各選

舉區ニ於テ之ヲ行フ。而シテ選舉區ノ區域ハ凡テ各州ノ區域ニ依ル

第七四條

瑞西人ニシテ滿二十歳ニ達シ且其ノ居住スル所ノ州ノ立法

ニ依リテ投票ノ權利ヲ除外セラレサル者ハ總テ選舉及人民投票ニ於テ投票スルノ權利ヲ有ス

然レトモ聯邦ハ法律ヲ以テ前項ノ權利ノ行使ニ對スル統一の條規ヲ制定スルコトヲ得

第七五條

凡テ俗人タル瑞西人民ニシテ投票權ヲ有スル者ハ國民議會ノ議員ニ選舉セラル、權利ヲ有ス

### 口 列邦議會

第八〇條

列邦議會ハ各州ノ代表者四十四名ヨリ成ル。各州ハ二名ノ代表者ヲ任命シ各州ニ在リテハ各半州ハ各一名ヲ選任ス

其ノ選舉方法及任期ハ凡テ各州ノ定ムル所ニヨルモノトス

西班牙國憲法 (一八七六年六月三日)

第四款 代議院

第二七條 代議院ハ法律ヲ以テ定メタル形式ニ從ヒ選舉會ニ於テ  
選出シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス。住民五萬人毎ニ少クトモ一名ノ代議院  
議員ヲ選出スヘシ

第二八條 代議院議員ハ法律ヲ以テ規定シタル方法ニ從ヒ選舉セラル  
ルコトヲ要シ且ツ何回ニテモ再選セラル、ゴトヲ得

第二九條 代議院議員ニ選舉セラル、爲ニハ一定ノ年齢ニ達シ且一切ノ私  
權ヲ享有スル西班牙人タル平民ナルコトヲ要ス、如何ナル種類ノ行務カ  
代議院議員ノ職務及此ノ職務ニ再選セラル、ゴト、牧蝨スルヤハ法  
行ニテ定ム

註 代議院議員ノ選舉ハ一九〇七年八月九日ノ法律ヲ以テ之ヲ規定ス

二十五歳ニ達シタル西班牙人タル男子ニシテ其ノ私權ヲ有シ且二年間  
一定ノ選舉區ニ在シタルモノハ投票ノ權利ヲ享有ス、投票權ノ行使ハ裁  
務所ニシテ此ノ原則ニ對スル唯一ノ例外ハ七十歳以上ノ者及一定ノ裁  
判官ナリ、議員ハ選舉區ヨリ直接ニ選舉セラレ、一名以上ノ議員ヲ選出  
スル選舉區ニ於テハ制限的連記投票制行ハル、即チ四名以下ノ議  
員ヲ選舉スヘキ場合ニハ選出スヘキ數ヨリモ一名少キ人員ニ投票ス  
四名以上選出スヘキ場合ニハ總數ヨリ二名少キ人員ニ、八名以上選  
出スヘキ場合ニハ總數ヨリモ三名少キ人員ニ、十名以上選出スヘキ場  
合ニハ總數ヨリモ四名少キ人員ニ投票スルモノトス

後 略

ト、フィンランド」國會組織法抜萃（一九〇六年七月二〇日）

第一章 總則

第一條 芬蘭共和國ノ國會ハ芬蘭人民ヲ代表スルモノトス

第二條 國會ハ議員二百名ノ一院ヲ以テ成ル

第三條 國會議員ノ選舉ハ三年毎ニ全國ヲ通シテ同時ニ之ヲ行フ  
國會議員ノ任期ハ其ノ當選ノ宣告アリタル時ヨリ初マリ次期選舉ノ時  
マテ繼續ス。共和國大統領ハ其ノ必要ト認ムルトキハ本條第一段ニ規  
定スル三年ノ期間ノ滿了前ニ於テ新選舉ヲ命スル權利ヲ有ス。此ノ  
場合ニ於テハ國會ハ解散セラレ而シテ新ニ選舉セラレタル議員ノ  
任期ハ三年間繼續スルモノトス

第四條 國會議員ハ人民ノ直接投票ニ依リ且比例代表ノ原則  
ニ從ヒ之ヲ選舉ス。國會議員選舉ノ爲ニ國ヲ十二區以上十八區

以下ノ選舉區ニ分割ス。地方ノ狀況ニ因リ比例代表ノ原則ノ例外ヲ  
必要トスルトキハ前段ニ掲ケタル選舉區數ノ外ニ一區若クハ二區ノ單  
記選舉區ヲ設クルコトヲ得。選舉權者ハ總テ平等ノ投票權ヲ有ス  
投票ノ權利ハ代理人ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得ス。選舉區ニ關スル特別  
ノ規定及選舉ヲ行フヘキ日時及方法ハ別ニ選舉法ヲ以テ之ヲ設定  
ス

第五條 國會議員ノ選舉ニ參與スルノ權利ハ總テ芬蘭人民タル  
男子若クハ女子ニシテ選舉ノ年以前年齡ニ十四歳ニ達シタル者之ヲ有  
ス

凡ニ掲ケル者ハ投票ノ權利ヲ享有セス

(一) — (九) 略

第六條 總テノ選舉人ハ其住所ノ如何ニ拘ラス國會ノ議員ニ選舉  
セラル、ゴトヲ得

# 和蘭國憲法

一八一五年八月二四日制定公布、一八四〇年、一八四八年、一八八七年修正、現行憲法一八八七年二月六日、修正憲法ニシテ、一九一七年以テ修正セラレタル所アルモ大ナル変更ナシ

## 第三章 國會

### 第一節 國會ノ構成

第七八條 國會ハ和蘭國民全部ヲ代表ス

第七九條 國會ハ上院及下院ニ分タル

第八〇條 下院議員ハ和蘭公民ニシテ且同時ニ在民タル男子ニシテ技

能及社會的條件ニ關シ選舉法ノ定ムル要件ヲ具備シ且同法ニ定

ムル年齢ニ達シタル者ニ於テ直接ニ之ヲ選舉ス、但該年齢ハ若シ

三歳以上タルコトヲ要ス（本條ハ一九一七年、修正ニテ修正セラレタリ）

現役中ノ陸海軍兵卒ニ對シテ選舉權ノ行使ヲ停止スヘキ範圍ハ法

律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判ノ宣告ヲ以テ選舉權ヲ剝奪セラレタル者、在獄若クハ囚監

中ノ者、禁名産ノ宣告ヲ受ケタル者、選舉人名簿調製ノ前年中  
慈善協會又ハ地方政府ヨリ救助金ヲ受ケタル者及選舉法ニ於テ選  
舉權ノ要件トシテ定額、直接國稅ヲ納付スルコト若クハ該稅ノ基  
礎タル富源ヲ所有スルコトヲ要スルモノトナス、場合ニ一定ノ租稅ヲ納付  
セサル者ハ選舉權ノ行使ヲ禁ス

註一、一八九六年、同國選舉法ニ依レハ年齢若シテ二十五歳ニ達シタル者ニシテ前

年度中財產稅、營業稅、所得稅若クハ人稅一「フロリン」ヲ納ムル

者ハ原則トシテ下院議員ノ選舉權ヲ有ス（尚同國ノ民法ハ西班牙

國民法ト同シク若シテ三歳ヲ以テ成年トス）、右租稅ヲ納付セサル者

ハ九ノ條件ノ下ニ選舉權ヲ有ス、即チ（一）毎年一定ノ地代ヲ仕拂フ者、

（二）一定ノ俸給又ハ恩給ヲ受ケル者、（三）百「フロリン」ノ政府公債証券

ヲ有シ又ハ貯蓄銀行ニ五十「フロリン」ノ預金ヲ有スル者、（四）法律

又ハ一般行政規則ニ依リ公私ノ職業ニ従事スルニ必要ナル一定ノ

試験ニ及第シタル者

註ニ 一九一七年ノ修正及改正選舉法ニ於テ普通選舉（男女公民）及比例代表制ヲ採用シタリ（一九三三年政治家年鑑）

第八一條 下院ハ選舉區ニ於テ選舉スル一百名ノ議員ヲ以テ組織ス

選舉區ノ區分並ニ選舉權及投票ノ方式ニ關スル一切ノ事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八二條 上院ハ五十名ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス

上院議員ハ次ノ比例ニヨリ州會ニ於テ之ヲ選舉ス即チ

後 略

第二節 國會ノ下院

第八四條 下院ノ議員ニ選舉セララルルニハ和蘭公民タル可

禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者ニ非サルコト及裁判宣告ニ依リ被選資格ヲ奪ハレタル者ニ非サルコトヲ要シ且年歲三十歳ニ達シタルモノナルコトヲ要ス

註 一九一七年ノ修正ニ於テハ「男子」ノ制限ヲ削除シ男女、和蘭公民ト規定シタリ（一九三三年政治家年鑑）

第三節 國會ノ上院

第九〇條 上院ノ議員ニ選ハルニハ下院ノ議員タルニ必要ナル要件ヲ具備スルコトヲ要シ且 後 略

第四章 州會及郡政廳

第一節 州會ノ構成

第一二七條 州會ノ議員ハ和蘭ノ公民且州ノ住民タル男子ニシテ技



能及社會的狀況ニ関シ法律ヲ定ムル要件ヲ具備シ且法律ヲ以テ定メタル年齢ニ違シタル者ニ於テ六ヶ年ヲ任期トシテ直接ニ之ヲ選舉ス但右年齢ハ二十三歳以下タルコトヲ得ス

第八十條第二項第三項ハ此選舉ニ之ヲ準用ス  
三ヶ年毎ニ議員ノ半数ヲ改選ス

州會ノ議員ニ選ハルニハ和蘭公民各州ノ住民タル男子ニシテ禁若産・宣告ヲ受ケタル者ニ非ス又ハ裁判ノ宣告ヲ以テ選舉權ヲ奪ハレタル者ニ非サルコトヲ要シ且二十五歳ニ達シタルモノナルコトヲ要ス  
州會議員ノ選舉ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ之ヲ行フ

### 第三節 郡政廳

第一四三條 郡ニハ郡會ヲ置キテ其ノ長トス 郡會ノ議員ハ郡住民タル男子ニシテ同時ニ和蘭公民タリ且技能及社會的狀況ニ関シ

テ法律ノ定ムル要件ヲ具備シ且法律ニ定メタル年齢ニ違シタル者ニ於テ一定ノ年限ヲ任期トシテ直接ニ之ヲ選舉ス但該年齢ハ二十三歳以下タルヘカラス  
第八十條第二項及第三項ハ右ノ選舉ニ之ヲ準用ス

リ、獨逸國憲法（一九一九年八月二日制定）

第一篇 獨逸國構成及權限

第一章 獨逸國及各邦

第一七條

各邦ハ自由主義ノ憲法ヲ有スルコトヲ要ス、  
議會ハ

ハ普通平等、直接、秘密選舉ニ依リ比例代表ノ原則ニ從ヒ總テ、獨逸國人民タル男子及女子之ヲ選出スヘシ、各邦、政府ハ議會ノ信任ヲ得ルコトヲ要ス

議會ノ選舉ニ關スル原則ハ地方團體ニ於ケル選舉ニモ亦之ヲ適用ス但シ各法ノ法律ニ依リ一年ヲ超エサル一定ノ期間引續キ其地域内ニ居住セルコトヲ以テ選舉權ノ要件トナスコトヲ得

第二章 國議會

第二〇條

國議會ハ獨逸國民ノ選舉ニタル議員ヲ以テ組織ス

第二二條

議員ハ普通、平等、直接、秘密選舉ニ依リ比例代表

ノ原則ヲ以テ滿二十年以上ノ男子及女子之ヲ選舉ス、選舉ノ期日ハ日曜日又ハ公休日タルコトヲ要ス  
詳細ハ國ノ選舉法ニ依リ之ヲ定ム

又普爾西自由邦憲法（一九二〇年二月三日）

第一章 邦

第一條 普爾西ハ共和政体ニシテ獨逸國ノ一邦トス

後略

第三章 邦議會

第九條 邦議會ハ普爾西國民ノ公選シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ハ全國民ノ代表者ニシテ國民ハ比例選舉ノ主義ニヨリ之ヲ選舉ス

年齡二十五年以上ニシテ投票權ヲ有スル者ハ被選人タルコトヲ得、

第四章 參議院

第三一條 邦ノ立法及行政ニ関シ各州ヲ代表セシムル為ニ參議院ヲ置ク

第三二條 參議院ハ各州ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス、各州ハ云々

中略

各州ハ人口五十萬人ニ付代表者一人ヲ參議院ニ出タス、但シ各州ヨリ出タス代表者ハ少クトモ三人ヲ下ラズ、人口ノ端數二十五萬人ヲ超エルトキハ五十萬人ニ滿ツルモノトシテ計算ス

後略

第三三條 參議院議員及其ノ代理者ハ州會（柏林ニ於テハ市會、

「ホーヘンツォルレン」地方及「グレンツマルク、ポーゼン、ヴエストプロイセン」ニ於テハ地方議會）ニ於テ之ヲ選舉ス、其ノ選舉ハ「ホーヘンツォルレン」地方ニ於テハ多數決選舉ノ主義ニ依リ、其ノ他ニ於テハ比例選舉

主義ニ依ル、年齢満二十五年以上ニシテ投票權ヲ有シ且一年間其州ニ住所ヲ有スル者ハ被選舉人タルコトヲ得、何人モ同時ニ邦議會及參議院ノ議員タルコトヲ得ズ、後略

## 第八章 自治

前略

第七四條 邦議會ノ選舉ニ関スル原則ハ州會、郡會、及市町村會ノ選舉ニモ之ヲ適用ス、但シ市町村會ノ選舉ニ付テハ法律ニヨリ一定ノ期間其ノ市町村ニ居住セルコトヲ以テ選舉權ノ要件トナスコトヲ得、

## ル 填地利聯邦憲法

(填地利共和國ヲ聯邦トシテ建設セル)  
一九二〇年十月一日ノ法律

### 第二章 聯邦ノ立法權

#### 第一節 國民議會

第二四條 聯邦ノ立法權ハ全聯邦國民ノ選舉ニ係ル國民議會カ各邦議會ノ選舉ニ係ル聯邦議會ト共ニ之ヲ行フ

第二六條 國民議會ハ男女ヲ問ハズ選舉、年、一月一日ヨリ以前ニ滿二十年ニ達シタル者、平等、直接、秘密及身上ノ選舉權ヲ以テ比例代表ノ原則ニ依リ聯邦國民之ヲ選舉ス、聯邦ノ領域ハ各邦ノ區域内ニ於テ相連結シタル地域ヲ有スル選舉區ニ之ヲ區劃ス、議員ノ數ハ選舉區ノ公民數即最近ノ國勢調査ニ依リ選舉區内ニ住所ヲ有スル聯邦公民ノ數ニ比例シテ之ヲ一選舉區内ノ選舉權者(選舉團體)ニ分配

ス、選挙人ヲ他ノ選挙団体ニ区分スルコトハ之ヲ許サズ、  
選挙ノ期日ハ日曜日又ハ其ノ他ノ公休日トス

選挙ノ年、一月一日ヨリ以前ニ満二十四年ニ達シタル選挙権者  
ハ総テ被選挙権ヲ有ス、

選挙権及被選挙権、除斥ハ裁判所ノ判決又ハ處分ニ依ルノ外  
之ヲ為スコトヲ得ス、

### 第二節 聯邦議會

第三四條 各邦ハ本條以下ノ規定ニ從ヒ其ノ邦ノ公民教ニ比  
例シテ聯邦議會ニ於テ代表セラル、

聯邦議會ニ於ケル代表及地位ニ関シテハ「ヴイーン」及下墮地  
利邦（第百八條乃至第百十四條）ハ各別個ノ邦ト首做ス、  
最多教ノ公民ヲ有スル邦ハ議員十二名ヲ送出ス、他ノ各邦ハ  
其ノ公民教ト前記ノ邦ノ公民教トノ比例ニ相當スル教ノ議員ヲ

送出ス此例教ノ半教ヨリ多キ端教ハ之ヲ全教ト首做ス、  
但シ何レノ邦ト雖モ其ノ代表者トシテ送出スヘキ議員教ハ少ク  
トモ三人ヲ下ルコトナシ、各邦ハ各議員ニ對シ其ノ補充員ヲ

送任スヘシ、  
前項ニ依リ各邦ヨリ送出スヘキ議員定数ハ毎國勢調査ノ  
後聯邦大統領之ヲ定ム

第三五條 聯邦議會ノ議員及其ノ補充員ハ各邦議會ニ於  
テ其ノ立法期間ヲ任期トシテ比例代表ノ原則ニ依リ之ヲ選

挙ス、但シ各邦議會ニ於テ第二位ノ多教ノ議員ヲ有スル政  
党又ハ二以上ノ政党が同教ノ議員ヲ有スル場合ニ於テハ最  
近ノ邦議會ノ選挙ニ於テ第二位ノ多教ノ投票ヲ得タル政  
党ヨリ少クトモ一人ノ議員ヲ出スコトヲ要ス、二以上ノ政党カ同一ノ  
権利ヲ有スル場合ニ於テハ抽籤ニヨリ之ヲ定ム、

聯邦議會、議員ハ之ヲ送出スル邦議會ニ屬スルモノナルコトヲ得ス、但シ此、邦議會ニ被選舉權ヲ有スルモノナルコトヲ要ス

後略

第四章 各邦、立法權及執行權

第一節 總則

第九五條 各邦、立邦權ハ邦議會之ヲ行フ、邦議會、議員ハ邦内ニ住所ヲ有シ且邦議會選舉ニ依リ選舉權ヲ有スル總テ、男性及女性、聯邦公民力平等、直接、秘密及身上、比例選舉權、主義ニヨリ之ヲ選舉ス、邦議會選舉法ハ選舉權及被選舉權、條件ヲ國民議會選舉法ニ於ケルヨリ狭ク限定スルコトヲ得ス、

選舉人ハ選舉區ニ於テ其ノ選舉權ヲ行使ス、各選舉區ハ相連結セル區域ヲ包括スルモノナルコトヲ要ス、議員ノ數ハ公民數ニ比例シテ之ヲ選舉區ニ分配ス、選舉人ヲ他ノ選舉團體ニ分ツコトハ之ヲ許サズ、

第三節 地方團體

第一九條 町村ノ機關ハ町村會及町村長トシ區、機關ハ區會及區長トス、

總テ、代表會議ニ於ケル選舉ハ其ノ選舉スベキ代表會議ノ區域内ニ住所ヲ有スル總テ、聯邦公民ノ平等、直接、秘密及身上、比例選舉、原則ニ依リ之ヲ行フ、選舉法、公布ハ邦ノ立法權ニ屬ス、此ノ選舉法ニ於テハ選舉權及被選舉權ノ條件ヲ邦議會、選舉法ニ於ケルヨリ狭ク限定スルコトヲ得ズ、

選挙法ハ選挙人カ選挙区ニ於テ其ノ選挙権ヲ行使スベキコトヲ定  
ムルコトヲ得、各選挙区ハ相連結セル地域ヲ包括スルモノナルコトヲ  
要ス、選挙人ヲ他ノ選挙団体ニ区分スルコトハ之ヲ許サズ、區會  
ノ選挙ニ付テハ裁判區ヲ以テ選挙區トス、議員ノ数ハ公民  
數ニ比例シテ之ヲ選挙區ニ分配ス、  
區會ニ於テハ區ノ区域内ニ住所ヲ有シ且邦議會議員ノ被  
選挙権ヲ有スル者ニ非サレバ被選挙人タルコトヲ得ズ、  
代表會議ハ行政ノ各部ニ付其ノ議員中ヨリ比例選挙ノ  
原則ニ依リ特別ノ行政委員會ヲ選任スルコトヲ得、行政委  
員會ハ特定ノ職業又ハ利益集團ニ屬スルモノナルトキハ此等ノ職  
業又ハ利益集團ノ代表者ヲ之ニ加フルコトヲ得、  
區ノ諸官職ノ指揮者ハ法律ニ通セル行政官ナルコトヲ要ス

オ 「チエツコ、スロヴァキア」 共和國憲法 (一九二〇年二月九日)

第二章 立法權、國民議會及其兩院ノ組織及權限

第六條 立法權ハ「チエツコ、スロヴァキア」共和國ノ全地域ニ對  
シ國民議會之ヲ行フ、國民議會ハ代議院及ヒ元老院ノ  
兩院ヲ以テ組織ス、

第二項略

第八條 代議院ハ普通、平等、直接及ヒ秘密ノ選挙ニ依  
リ比例代表主義ニ從ヒ選出セラレタル三百人、議員ヲ以テ組織  
ス、選挙ハ日曜日ニ之ヲ行フ、

第九條 「チエツコ、スロヴァキア」共和國ノ總テノ所屬民ニシテ

滿二十一年ニ達シ且代議院選挙法ノ定ムル他ノ條項ヲ充タ  
ス者ハ男女ノ別ナク代議院議員ノ選挙ニ與ル權利ヲ有ス

第一〇條 「チエツコ、スロヴァキア」共和國ノ所屬民ニシテ滿三

十年ニ達シ且ツ代議院送舉法ノ定ムル他、條項ヲ充タス者ハ被送舉權ヲ有ス。

第一二條 送舉權ノ行使及送舉ノ執行ニ関スル詳細ノ規定ハ代議院送舉法ニ依リ之ヲ定ム

第一三條 元老院ハ普通、平等、直接及ヒ秘密ノ送舉ニ依リ比例代表ノ主義ニ從ヒ送出セラレタル百五十人ノ議員ヲ以テ組織ス、送舉ハ日曜日ニ之ヲ行フ。

第一四條 「チエツゴスロヴァキア」共和國ノ所屬民ニシテ滿二十六年ニ達シ且元老院ノ組織及權限ニ関スル法律ノ定ムル他、條項ヲ充タス者ハ男女、別ナク元老院議員ノ送舉ニ與ル權利ヲ有ス。

第一五條 「チエツゴスロヴァキア」共和國ノ所屬民ニシテ滿四十五年ニ達シ且元老院ノ組織及權限ニ関スル法律ノ定ムル

他、條項ヲ充タス者ハ男女、別ナク被送舉權ヲ有ス。

第一七條 送舉權ノ行使及ヒ送舉ノ執行ニ関スル詳細ノ規定ハ元老院ノ組織及權限ニ関スル法律ヲ以テ之ヲ定ム。



「エストニア」國憲法 (一九二〇年六月一五日憲法會議通過)

第三 國民

第二七條 「エストニア」國ニ於ケル國權、最高執行者ハ國民自身ニシテ選舉權ヲ有スル公民、媒合ニ依リ之ヲ執行ス、滿二十歳ニ達シ且一ヶ年間以上繼續シテ「エストニア」ノ國籍ヲ有スル總テノ公民ハ選舉權ヲ有ス、

第二八條 九、公民ハ選舉權ヲ有セス、

- (一) (二) 略

第四 國會

第三五條 國會ハ國民ノ代表者トシテ立法權ヲ行フ、

第三六條 國會ハ普通、平等、直接且秘密選舉ニ依リ比例代表、原則ニ基キテ選舉セラレタル議員百名ヲ以テ之ヲ組

織ス、國會ハ其ノ議員數ヲ議定スル權利ヲ有ス、此ニ關シテ制定セラレタル法律ハ國會ノ次期選舉ヨリ之ヲ施行ス、國會議員選舉法ハ特別法トシテ之ヲ制定ス、

第三七條 總テ選舉有權者ハ國會議員、選舉ニ參與スル權利ヲ有シ又ハ自己、國會ノ議員トシテ選舉セシムルコトヲ得、

第二章 立法権

第一一條 議會ハ其開會ノ時ヨリ起算シ五年ノ任期ヲ以テ普通、秘密、直接、平等、選挙権ヲ以テ比例代表ノ主義ニヨリ選挙セラレタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス、

第一二條 選挙ニ関スル権利ハ男女ノ別ナク選挙ノ公布ノ日ニ於テ滿二十一年ニ達シ完全ナル公権ヲ具有シ且少クモ官報ヲ以テ選挙ヲ公布シタル日ヨリ以後引續キ其ノ選挙区内ニ住所ヲ有スル總テノ「ポーランド」公民之ヲ有ス、投票ノ權利ハ自ラ之ヲ行使スルコトヲ要ス、現役軍人ハ投票ニ預ル權利ヲ有セズ、

第一三條 被選挙権ハ滿二十五年ニ達シ議會ノ選挙ニ関スル權利ヲ有スル總テノ公民之ヲ有ス、現役軍人ヲ除外スルコトナク又其ノ住所ニ拘ラス、

第三六條 元老院ハ各縣ニ於テ秘密、普通、直接、平等及

比例ノ主義ニヨリ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス、各縣ヲ以テ一選挙區トス、元老院議員ノ定数ハ住民ノ數ニ對スル割合ニ於テ議會ノ議員ニ比シ其ノ四分一トス、元老院議員ノ選挙ニ関スル權利ハ選挙ノ期日公布ノ時ニ於テ滿三十年ニ達シ且少クトモ一年以來引續キ其ノ選挙区内ニ住所ヲ有スル總テノ議會ノ選挙人ノ之ヲ有ス、選挙区内ニ住所ヲ有スル期間之ニ達セサル者ト垂凡、農事、改良ヲ便スル為ニ前住居ヲ去リタル者、労働ノ場所、變更、結果居住地ヲ變更シタル労働者及國ノ官吏ニシテ轉任シタル者ハ投票ノ權利ヲ失ハス、被選挙権ハ選挙ノ期日公布ノ

日ニ於テ滿四十年ニ達シ元老院議員ノ選舉ニ関與スル  
權利ヲ有スル總テノ公民之ヲ有ス。現役軍人ニ除カルル  
コトナシ。

二〇六

第二項 第三項 略

三、ダンチキ自由市憲法 (一九二〇年八月一日)

第一部 國家ノ組織

第二 國民議會

第六條 國民議會ハ百二十名ノ議員ヲ以テ組織ス。

第八條 議員ハ年齡滿二十歳ニ達シタル總テノ男女公民ノ  
普通、平等、直接及秘密選舉ニ依リ比例代表ノ原則ニ  
從テ之ヲ選舉ス。

年齡滿二十五歳ニ達シタル者ニシテ投票權ヲ有スル者ハ議會  
トシテ選舉セラル、コトヲ得。

尤ノ者ハ選舉權ノ行使ヨリ之ヲ除外ス。

(一) 略  
(二) 略

夕「セルヴ、クロアイト、スロウエーン」(ユーゴスラヴィア)王國憲法

一九二一年六月十五日國民議會ニ於テ可シ  
六月二十八日國王之ヲ布告ス

註 コ、國、憲法ハ一八八八年、セルヴィア王國憲

一八九〇三年再制定復活ニ頗ル類似ス

恰モ新憲法ト云ハンヨリハ寧ロ旧憲法ノ

領土統治ノ為ニ擴充シタルカ如キ觀ヲ有

第七節 國民議會

第六九條 國民議會ハ少數代表ノ方法ヲ以テ普通、平等

直接及秘密選舉ニヨリ國民ノ自由ニ選舉シタル代表

ヲ以テ構成ス

住民四萬人毎ニ代表者一人ヲ選舉ス、一選舉區ニ於ケル住

民ノ端數カニ萬五千以上ナルトキハ該端數ニ對シ尚一名ノ代

表者ヲ選舉ス、國民議會ハ四年ノ任期ヲ以テ選舉セラル、

選舉ニ關スル其他ノ規定ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム、

第七〇條 選舉權ハ滿二十一歳ニ達シタル生來ノ公民若ク

ハ歸化ニヨル公民總テ之ヲ有ス、現職若クハ休職ノ士官並

ニ無任所ノ士官及現役ノ軍人ハ選舉權ヲ有スルコトヲ得ス、

又議員、候補者トナルコトヲ得ズ、法律ハ女子ノ選舉權ニ付

規定ヲ為スベシ、

第七二條 選舉權ヲ有スル者ノ國民議會ノ議員ニ選舉

セラル、コトヲ得、各候補者ハ下記ノ條項ヲ具備スルコトヲ

要ス、

(一) 略

(四) 略

二〇九

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



群馬県立図書館



0706375-3